

令和2年定例会

戦略企画雇用経済常任委員会

説明資料

◎議案補充説明

- (1) 議案第45号 三重県中小企業・小規模企業振興条例の一部を改正する条例案 . . . 1
- (2) 議案第58号 三重県鈴鹿山麓研究学園都市センター条例を廃止する条例案 . . . 13
- (3) 議案第70号 三重県新エネルギービジョンの改定について . . . 15
- (4) 議案第71号 三重県観光振興基本計画（令和2年度～5年度）の策定について . . . 19

◎所管事項説明

- (1) 「令和元年度『第二次三重県行財政改革取組』の進捗状況」における県有施設の見直しについて . . . 21
- (2) 『みえ県民力ビジョン・第三次行動計画』（仮称）最終案に対する意見」への回答について . . . 23
- (3) みえ県民力ビジョン・第三次行動計画（案）について . . . 25
(別冊1-1、1-2)
- (4) 新型コロナウイルス感染症対策の取組について . . . 27
- (5) 国際展開の取組状況について . . . 33
- (6) 就職氷河期世代の就労支援について . . . 37
- (7) 障がい者雇用の促進について . . . 39
- (8) 関西圏営業戦略について . . . 41
(別冊2)
- (9) 令和2年度の首都圏営業拠点「三重テラス」の取組について . . . 47
- (10) 「みえICT・データサイエンス推進構想」について . . . 49
(別冊3)
- (11) 空の移動革命促進事業について . . . 53
- (12) みえ食の“人財”育成プラットフォームの設立について . . . 57
- (13) 企業誘致の推進について . . . 63
- (14) 第9回太平洋・島サミット開催について . . . 65
- (15) 各種審議会等の審議状況の報告について . . . 67

◎報告事項

- (1) 首都圏営業拠点「三重テラス」について（12月～2月） . . . 71

令和2年3月11日

雇用経済部

◎議案補充説明

○ 議案第 45 号 「三重県中小企業・小規模企業振興条例の一部を改正する条例案」について

1 条例改正の概要

(1) 条例改正の趣旨

平成 26 年 4 月の条例施行から 5 年が経過し、労働力不足や働き方改革、情報通信技術の進展、自然災害の頻発など、経済的社会的環境の変化により企業を取り巻く環境に大きな変化が生じています。

こうした状況を踏まえ、支援施策の実施状況等について検証したところ、今後、企業を取り巻く新たな課題に的確に対応するためには、条例の規定を整備して施策をより体系的・効果的に展開していく必要があることから、条例の一部を改正するものです。

(2) 主な改正内容

① 前文への追記

情報通信技術の進展や持続可能な社会の実現、新たな価値の創出など、経済的社会的環境の変化に対する課題認識等について、前文に追記します。

② 基本的施策の追加

(ア) 若者等の就職・定着の促進 (第 17 条)

人材の育成・確保を図るため、県内外の若者等の県内企業への就職・定着の促進及び外国人労働者の就労支援について新たに定めます。

(イ) 働き方改革の促進 (第 18 条)

働き方改革に対応するため、ワーク・ライフ・バランスや健康づくりに配慮した職場環境の整備について新たに定めます。

(ウ) 新事業の創出 (第 20 条)

新たな発想や技術を活用した新事業の創出を促進するため、人材育成や革新的な技術の普及について新たに定めます。

(エ) 情報通信技術の活用 (第 23 条)

情報通信技術を活用した生産性向上を促進するため、情報通信技術の導入やデータ利活用等について新たに定めます。

(オ) 防災・減災対策の強化 (第 24 条)

防災・減災対策を強化するため、事業活動の継続に係る事前計画の策定支援等について新たに定めます。

(3) 条例の構成

改正項目を盛り込んだ条例の構成は、別紙 1 のとおりです。

2 パブリックコメント等の概要について

(1) パブリックコメントの結果概要

- ① 意見募集期間 令和元年12月18日(水)～令和2年1月16日(木)
- ② 寄せられた意見数 17件(11名)
- ③ 対応状況

① 対応する	6件
② 反映済み	3件
③ 参考にする	8件

- ④ 意見の概要と意見に対する考え方(別紙2参照)

(2) みえ中小企業・小規模企業振興推進協議会への意見照会の結果概要

市町、商工団体、金融機関等で構成されるみえ中小企業・小規模企業振興推進協議会に対して、条例改正項目についての意見照会を令和元年11月に、中間案についての意見照会を同年12月に実施しました。

働き方改革や外国人の就労支援などについて12件の意見提出があり、条例案へ反映するなどしました。

(主な意見)

- ・人材として外国人労働者の確保・雇用促進は重要なテーマ。そのためにも雇用した外国人労働者の県内定着・定住に向けた社会環境の整備に対する支援が必要。
- ・条例が経済情勢の変化等に的確に対応し、継続的かつ有効に機能するために、協議会による定期的な実績検証及び見直しの仕組みをより実効性のあるものにすべき。

3 施行日

公布の日

4 条例の趣旨をふまえた来年度以降の主な取組について

「三重県中小企業・小規模企業振興条例」に基づき、労働力不足や後継者の確保難、働き方改革、情報通信技術の活用、自然災害の頻発などの新たな課題に中小企業・小規模企業が的確に対応できるよう支援するとともに、引き続き地域社会の持続的な形成及び維持に重要な役割を果たすことができるよう、経営力の向上、地域課題の解決に向けた新しい挑戦を分厚く支援してまいります。

三重県中小企業・小規模企業振興条例の概要

別紙1

前文

- 三重県の中小企業・小規模企業は、本県経済をけん引し、地域社会の持続的な形成や維持に寄与している重要な存在。また、多様な中小企業・小規模企業が地域の雇用を支えている。
- 昨今の国際競争の激化や海外市場の変化、情報通信技術の急速な技術革新の進展による世界経済の構造変化への対応や、人口減少社会における持続可能な社会の実現に向けて、少子高齢化や地域の過疎化等の社会的課題の解決と経済発展の両立が一層求められており、この大きな構造変化に対応していくことが必要である。

目的(第1条)

中小企業・小規模企業の果たす役割の重要性に鑑み、中小企業・小規模企業の振興について、基本理念を定め、県の責務、中小企業・小規模企業の努力及び市町、中小企業・小規模企業に関する団体等の役割を明らかにするとともに、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって中小企業・小規模企業が経済的社会的環境の変化に対応し、本県の経済の持続的な発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

基本理念(第3条)

- 経営の向上に対する主体的な努力を促進
- 地域社会の持続的な形成及び維持に寄与している中小企業・小規模企業の重要性を認識
- 小規模企業の経営規模や形態を勘案し、きめ細かく支援
- 関係機関等の連携・協力による推進

中小企業・小規模企業の定義・範囲(第2条)

業種	中小企業 (いずれかを満たす)		小規模企業
	資本金	従業員数	従業員数
製造業その他	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
小売業	5千万円以下	50人以下	5人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下	5人以下

役割等(第4条-12条)

- 県の責務(第4条)
- 中小企業・小規模企業の主体的な努力(第5条)
- 市町の役割(第6条)
- 中小企業・小規模企業に関する団体の役割(第7条)
- 教育機関の役割(第8条)
- 高等教育機関の役割(第9条)
- 金融機関の役割(第10条)
- 大企業の役割(第11条)
- 県民の理解及び協力(第12条)

中小企業・小規模企業の振興に関する施策(第13条-25条)

ものづくり産業に携わる中小企業・小規模企業の振興(第13条)

技術開発や新分野への進出、設備導入の支援、同業種・異業種との連携促進 等

サービス産業、伝統産業及び地場産業に携わる中小企業・小規模企業の振興、まちづくりによる地域の活性化(第14条)

生産性の向上の促進、商店街活性化、伝統産業・地場産業の商品開発や技能承継の支援 等

小規模企業に対する支援(第15条)

きめ細かな支援体制の構築、経営相談・指導体制の充実、連携による商品開発や販路開拓支援、新たなサービスの創出支援 等

「三重県版経営向上計画」の認定等(第16条)

経営の向上に係る計画の作成・認定とそれに対する資金供給 等

人材の育成及び確保(第17条)

経営人材の育成、人材育成・確保のためのキャリアアップの取組、県内外の若者等の県内企業への就職・定着の促進、女性・高齢者・障がい者・外国人等の多様な就業機会の提供 等

改正

職場環境の整備(第18条)

ワーク・ライフ・バランス及び健康づくりに配慮した職場環境の整備の促進 等

新設

資金供給の円滑化(第19条)

融資制度、信用補充事業の充実 等

創業及び第二創業の促進(第20条)

創業及び第二創業に関する意欲の醸成や相談体制の充実、創造的な視点を有する人材育成・活用、革新的な技術の普及 等

改正

事業承継への支援(第21条)

後継者の育成に対する支援 等

販路の拡大に対する支援及び海外における事業展開の促進(第22条)

販路開拓や販売機会の充実、国内外の見本市、商談会等への出展支援、海外における産学官の経済交流の促進等

新設

情報通信技術の活用(第23条)

情報通信技術の導入・活用、データの利活用の促進、人材の育成

防災・減災対策等への支援(第24条)

事前計画の策定支援 等

新設

情報の提供及び顕彰(第25条)

中小企業・小規模企業の魅力発信の支援 等

みえ中小企業・小規模企業振興推進協議会(第26条)

みえ中小企業・小規模企業振興推進協議会の設置(第26条)

本誌が提供する情報は、あくまで参考情報であり、投資の最終判断はご自身の判断で行ってください。また、本誌に掲載された情報は、必ずしも最新の情報とは限りません。ご了承ください。

表1 異動率の推移

（単位：％）

期間	異動率	平均	標準偏差
2014年	15.2	12.5	3.7
2015年	18.7	14.1	4.6
2016年	22.3	16.8	5.5
2017年	25.1	19.2	5.9

本誌が提供する情報は、あくまで参考情報であり、投資の最終判断はご自身の判断で行ってください。また、本誌に掲載された情報は、必ずしも最新の情報とは限りません。ご了承ください。

- 大規模な異動（2017年）
- 大規模な異動（2016年）
- 大規模な異動（2015年）
- 大規模な異動（2014年）
- 大規模な異動（2013年）
- 大規模な異動（2012年）
- 大規模な異動（2011年）
- 大規模な異動（2010年）
- 大規模な異動（2009年）
- 大規模な異動（2008年）
- 大規模な異動（2007年）
- 大規模な異動（2006年）
- 大規模な異動（2005年）
- 大規模な異動（2004年）
- 大規模な異動（2003年）
- 大規模な異動（2002年）
- 大規模な異動（2001年）
- 大規模な異動（2000年）
- 大規模な異動（1999年）
- 大規模な異動（1998年）
- 大規模な異動（1997年）
- 大規模な異動（1996年）
- 大規模な異動（1995年）
- 大規模な異動（1994年）
- 大規模な異動（1993年）
- 大規模な異動（1992年）
- 大規模な異動（1991年）
- 大規模な異動（1990年）
- 大規模な異動（1989年）
- 大規模な異動（1988年）
- 大規模な異動（1987年）
- 大規模な異動（1986年）
- 大規模な異動（1985年）
- 大規模な異動（1984年）
- 大規模な異動（1983年）
- 大規模な異動（1982年）
- 大規模な異動（1981年）
- 大規模な異動（1980年）
- 大規模な異動（1979年）
- 大規模な異動（1978年）
- 大規模な異動（1977年）
- 大規模な異動（1976年）
- 大規模な異動（1975年）
- 大規模な異動（1974年）
- 大規模な異動（1973年）
- 大規模な異動（1972年）
- 大規模な異動（1971年）
- 大規模な異動（1970年）
- 大規模な異動（1969年）
- 大規模な異動（1968年）
- 大規模な異動（1967年）
- 大規模な異動（1966年）
- 大規模な異動（1965年）
- 大規模な異動（1964年）
- 大規模な異動（1963年）
- 大規模な異動（1962年）
- 大規模な異動（1961年）
- 大規模な異動（1960年）
- 大規模な異動（1959年）
- 大規模な異動（1958年）
- 大規模な異動（1957年）
- 大規模な異動（1956年）
- 大規模な異動（1955年）
- 大規模な異動（1954年）
- 大規模な異動（1953年）
- 大規模な異動（1952年）
- 大規模な異動（1951年）
- 大規模な異動（1950年）
- 大規模な異動（1949年）
- 大規模な異動（1948年）
- 大規模な異動（1947年）
- 大規模な異動（1946年）
- 大規模な異動（1945年）
- 大規模な異動（1944年）
- 大規模な異動（1943年）
- 大規模な異動（1942年）
- 大規模な異動（1941年）
- 大規模な異動（1940年）
- 大規模な異動（1939年）
- 大規模な異動（1938年）
- 大規模な異動（1937年）
- 大規模な異動（1936年）
- 大規模な異動（1935年）
- 大規模な異動（1934年）
- 大規模な異動（1933年）
- 大規模な異動（1932年）
- 大規模な異動（1931年）
- 大規模な異動（1930年）
- 大規模な異動（1929年）
- 大規模な異動（1928年）
- 大規模な異動（1927年）
- 大規模な異動（1926年）
- 大規模な異動（1925年）
- 大規模な異動（1924年）
- 大規模な異動（1923年）
- 大規模な異動（1922年）
- 大規模な異動（1921年）
- 大規模な異動（1920年）
- 大規模な異動（1919年）
- 大規模な異動（1918年）
- 大規模な異動（1917年）
- 大規模な異動（1916年）
- 大規模な異動（1915年）
- 大規模な異動（1914年）
- 大規模な異動（1913年）
- 大規模な異動（1912年）
- 大規模な異動（1911年）
- 大規模な異動（1910年）
- 大規模な異動（1909年）
- 大規模な異動（1908年）
- 大規模な異動（1907年）
- 大規模な異動（1906年）
- 大規模な異動（1905年）
- 大規模な異動（1904年）
- 大規模な異動（1903年）
- 大規模な異動（1902年）
- 大規模な異動（1901年）
- 大規模な異動（1900年）

本誌が提供する情報は、あくまで参考情報であり、投資の最終判断はご自身の判断で行ってください。また、本誌に掲載された情報は、必ずしも最新の情報とは限りません。ご了承ください。

表2 異動率の推移

2014年	15.2	12.5	3.7
2015年	18.7	14.1	4.6
2016年	22.3	16.8	5.5
2017年	25.1	19.2	5.9
2018年	28.9	21.5	7.4
2019年	32.1	24.8	7.3
2020年	35.4	28.1	7.3
2021年	38.7	31.4	7.3
2022年	42.1	34.7	7.4
2023年	45.5	38.0	7.5
2024年	48.9	41.3	7.6
2025年	52.3	44.6	7.7
2026年	55.7	47.9	7.8
2027年	59.1	51.2	7.9
2028年	62.5	54.5	8.0
2029年	65.9	57.8	8.1
2030年	69.3	61.1	8.2
2031年	72.7	64.4	8.3
2032年	76.1	67.7	8.4
2033年	79.5	71.0	8.5
2034年	82.9	74.3	8.6
2035年	86.3	77.6	8.7
2036年	89.7	80.9	8.8
2037年	93.1	84.2	8.9
2038年	96.5	87.5	9.0
2039年	99.9	90.8	9.1
2040年	103.3	94.1	9.2
2041年	106.7	97.4	9.3
2042年	110.1	100.7	9.4
2043年	113.5	104.0	9.5
2044年	116.9	107.3	9.6
2045年	120.3	110.6	9.7
2046年	123.7	113.9	9.8
2047年	127.1	117.2	9.9
2048年	130.5	120.5	10.0
2049年	133.9	123.8	10.1
2050年	137.3	127.1	10.2
2051年	140.7	130.4	10.3
2052年	144.1	133.7	10.4
2053年	147.5	137.0	10.5
2054年	150.9	140.3	10.6
2055年	154.3	143.6	10.7
2056年	157.7	146.9	10.8
2057年	161.1	150.2	10.9
2058年	164.5	153.5	11.0
2059年	167.9	156.8	11.1
2060年	171.3	160.1	11.2
2061年	174.7	163.4	11.3
2062年	178.1	166.7	11.4
2063年	181.5	170.0	11.5
2064年	184.9	173.3	11.6
2065年	188.3	176.6	11.7
2066年	191.7	179.9	11.8
2067年	195.1	183.2	11.9
2068年	198.5	186.5	12.0
2069年	201.9	189.8	12.1
2070年	205.3	193.1	12.2
2071年	208.7	196.4	12.3
2072年	212.1	199.7	12.4
2073年	215.5	203.0	12.5
2074年	218.9	206.3	12.6
2075年	222.3	209.6	12.7
2076年	225.7	212.9	12.8
2077年	229.1	216.2	12.9
2078年	232.5	219.5	13.0
2079年	235.9	222.8	13.1
2080年	239.3	226.1	13.2
2081年	242.7	229.4	13.3
2082年	246.1	232.7	13.4
2083年	249.5	236.0	13.5
2084年	252.9	239.3	13.6
2085年	256.3	242.6	13.7
2086年	259.7	245.9	13.8
2087年	263.1	249.2	13.9
2088年	266.5	252.5	14.0
2089年	269.9	255.8	14.1
2090年	273.3	259.1	14.2
2091年	276.7	262.4	14.3
2092年	280.1	265.7	14.4
2093年	283.5	269.0	14.5
2094年	286.9	272.3	14.6
2095年	290.3	275.6	14.7
2096年	293.7	278.9	14.8
2097年	297.1	282.2	14.9
2098年	300.5	285.5	15.0
2099年	303.9	288.8	15.1
2100年	307.3	292.1	15.2

表3 異動率の推移

三重県中小企業・小規模企業振興条例の改正（中間案）に関する
パブリックコメント（意見募集）の意見内容と対応状況

番号	該当箇所	意見の内容	対応区分	意見に対する考え方
1	全般	第4次産業革命やSociety5.0などによる産業構造が大きく変わり始めたこの時に、地域経済をけん引する中小企業・小規模事業者に対する三重県の施策等の基本となる条例を改正するのは素晴らしいことだと思いますし、今後にも必要に応じて中小企業・小規模事業者を取り巻く経済・社会の構造変化などを踏まえ改正をしていただければと思います。	②	本条例の附則では、「経済的社会的環境の変化及びこの条例に基づく施策の実施の状況を勘案して必要があると認められるときは、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする」と規定しており、ご意見をふまえ必要に応じて対応してまいります。
2	全般	社会環境や世相、時代の流れ、景気動向、人口動態、技術革新によって中小企業・小規模企業の取り巻く環境は変わっていくので、条例がそれに対応すべく改正されたものと認識しております。 今後でも中小企業・小規模企業を取り巻く環境の変化は、あるものと考えているので、それに伴った改正が必要となっていくのだと考えております。できれば、景気動向や世相に左右されない、普遍的な課題に対する支援を基本的施策とするような条例になればと思っております。	②	今回の条例改正では、社会構造の変化や自然災害等で事業が中断されずに中小企業・小規模企業が持続的に発展できるよう、防災・減災対策や職場環境の整備などの基本的施策を追加することとしております。 本条例の附則では、「経済的社会的環境の変化及びこの条例に基づく施策の実施の状況を勘案して必要があると認められるときは、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする」と規定しており、ご意見をふまえ必要に応じて対応してまいります。
3	全般	地域の小規模なお店や事業者がなくなってしまうと将来生活に不便が生じます。度会町は三重県内で1世帯当たり自家用車保有率が第1位であり車で移動できなくなると買い物も不便になり、限界集落になってしまいます。地域にあるお店や事業所が営業を続けていくためにも条例で地方の小さいお店もしっかり守っていただきたい。	③	本条例では、理念や基本的施策を規定しており、ご意見については、具体的な施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
4	全般	地域では、零細企業が多く後継者がいないため、廃業を余儀なくされるといった事業者が後を絶ちません。商業関係が軒並み廃業され商店街もシャッター街と化しています。 昨今はネット社会であり消費者にとっては便利になった一方で、なんでも安価でネット購入ができるため、個人商店の多くはその影響を受け疲弊し、事業承継どころではなくなっています。 また、若者のほとんどが就職のため地域を離れるため、過疎化が加速しています。若者が定着できる魅力ある街であってこそ活性化が望めるのではないかと思います。そのためにも、地方への大企業誘致が必要不可欠であり雇用を生み出す施策が重要であると考えます。 教育の中でも地元で踏みとどまってもらえる内容のものを、カリキュラムとして取り入れるなどの施策を講じる必要があると思います。	③	本条例では、理念や基本的施策を規定しており、ご意見については、具体的な施策を推進していく上での参考とさせていただきます。

番号	該当箇所	意見の内容	対応区分	意見に対する考え方
5	全般	職場環境の整備、外国人の参画、防災減災への対応等必要な項目が記載されていると思います。今はまだ中小・小規模企業の意識が不足している項目について本改正を契機に周知していく必要を感じています。	③	本条例では、理念や基本的施策を規定しており、ご意見については、具体的な施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
6	全般	<p>前回の振興条例の制定の段階で、小規模企業という文言を挿入していただき、中小企業と区分けされた小規模零細企業に対する下地は、出来てきているのかどうか、あまり見えてきていないので、振興条例制定後の具体的な事業者支援対策の普及に注力していただければありがたいと思っています。</p> <p>また国は小規模企業振興基本法が制定され早や5年が経過してきており、改正を含め多様性のある施策を展開していく方針と聞いておりますので、県としても中小企業振興条例と小規模企業振興条例を分けて制定していく方がより地域に密着した過疎地域の小規模零細企業に対して、商工会や地域行政と連携したダイレクトな支援が可能となっていくのではと思っています。</p>	③	<p>本条例では、小規模企業に対するきめ細かな支援を第3条において基本理念と定め、第15条ではそのための支援体制の構築や相談・指導体制の充実などについて規定しているところです。</p> <p>三重県中小企業・小規模企業振興条例に基づき小規模企業の振興を図ることとしていますが、ご意見については、具体的な施策を推進していく上での参考とさせていただきます。</p>
7	前文	第三段落中「少子高齢化、地域の過疎化等、人口減少社会における持続可能な社会の実現に向けて、経済発展と社会的課題の解決の両立が一層求められる」について、「少子高齢化、地域の過疎化等」がその後の文につながっていないので、「人口減少社会における持続可能な社会の実現に向けて、経済発展と少子高齢化、地域の過疎化等の社会的課題の解決の両立が一層求められる」に改めてはどうか。	①	ご意見をふまえ、「人口減少社会における持続可能な社会の実現に向けて、少子高齢化、地域の過疎化等の社会的課題の解決と経済発展の両立が一層求められる」に改めます。
8	第17条 (人材の育成及び確保)	<p>改正案には「県は、中小企業・小規模企業が、女性、高齢者、障がい者、外国人等の多様な就業の機会を提供することができるよう必要な施策を講ずるものとする。」とあります。中小企業・小規模事業者等が外国人を雇用しやすい環境を整備することと並行して、働く外国人が日本の生活習慣や各種届出等を母国語で理解できるような支援の仕組みをつくることで、お互いが共存共栄できる環境整備をすることが肝要と思います。</p> <p>例：外国語のWebページの公開、外国語版のチラシ・冊子の作成等の作成と配布</p>	③	本条例では、理念や基本的施策を規定しており、ご意見については、具体的な施策を推進していく上での参考とさせていただきます。

番号	該当箇所	意見の内容	対応区分	意見に対する考え方
9	第17条 (人材の育成及び確保)	<p>東紀州地域は、急激なスピードで少子高齢化が進んでおり、過疎化・若者流出により地域経済は大変厳しい状況にあります。</p> <p>地域経済の担い手である小規模事業者の後継者とその育成や経営者を補佐する人材または小規模企業において必要とされる能力を備えた人材の確保は、小規模企業の持続的発展において、必須事項であり最大の課題であると考えます。</p> <p>また、業況が向上していても地域に労働者が見つからないため、生産の用途がつかず廃業を覚悟する小規模事業者も見当たります。</p> <p>そのため、小規模企業振興の柱となる「人材の育成・確保」の中で、第17条に「人材の育成・確保を図るため、県内外の若者等の県内企業への就職・定着の促進及び外国人労働者の就労支援」について新たに定められたことは、当地域の小規模事業者にとって心強い条例改正（追加改正）であります。</p>	③	<p>本条例では、理念や基本的施策を規定しており、ご意見については、具体的な施策を推進していく上での参考とさせていただきます。</p>
10	第17条 (人材の育成及び確保)	<p>三重県南部、特に東紀州地域は人口の減少が著しく、また高校教育が終了すると県外への大学進学により、若者の流出が大きく、地域の小規模事業者にとっては事業承継等、将来の計画が立てられないのが現状であります。県内企業への就職、定着の促進を図るには、若者の流出を防ぐことが重要であると考えられます。三重県南部に専門的な教育機関（大学・専門学校等）、また企業誘致が実現されれば若者の流出、人口減少にも歯止めがかかるものと思われま。優秀な人材の確保は、地域の企業が抱える問題です。</p> <p>三重県内において、北勢・中勢・南部地域が抱える問題は地域によって異なります。若者の県外への流出、県内企業への定着の促進について、その地域に応じて具体的に問題解決に取り組むべき事項が必要であると思ひます。若者が定住できる、具体的な対策を講じて頂きたい。</p>	③	<p>本条例では、理念や基本的施策を規定しており、ご意見については、具体的な施策を推進していく上での参考とさせていただきます。</p>
11	第17条 (人材の育成及び確保)	<p>「若者のキャリアアップ（略）の取組及び県内外の若者等の県内企業への就職及び定着の促進」について、階層の異なる語句を接続する場合の法制執務のルールに基づき、「若者のキャリアアップ（略）の取組並びに県内外の若者の県内企業への就職及び定着の促進」に改めてはどうか。</p>	①	<p>ご意見をふまえ、「若者のキャリアアップ（略）のための取組並びに県内外の若者等の県内の中小企業・小規模企業への就職及び定着の促進」に改めます。</p>

番号	該当箇所	意見の内容	対応区分	意見に対する考え方
12	第17条 (人材の育成及び確保)	改正案の下線部「及び県内外の若者等の県内企業への就職及び定着の促進」の箇所において、「若者等」についてどのような範囲であるか用語の定義が気になりました。 例えば「就職氷河期世代」にあたる年齢層の方々が「若者等」に含まれるかどうか、もし含まれる場合はその方々に対する県内企業への就職支援や正社員登用を後押しする制度、様々なキャリアアップ支援などの施策メニューが具体的に想定されているかどうかについても気になりました。	③	就職氷河期世代の活躍支援は、社会全体で受け止めるべき重要な問題であり、本条例の「若者等」には、就職氷河期世代と呼ばれる概ね40代までを含めています。 ご意見については、具体的な施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
13	第18条 (職場環境の整備)	働き方改革の促進のために従業員の健康づくりに配慮した職場環境の整備が新たに盛り込まれていますが、長時間勤務・残業等の改革が急務となっていることから、「働きやすい」や「働きがいのある」という表記のほうがよいのでは。	②	長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の実現については、中間案第18条の「ワーク・ライフ・バランス(略)に配慮した職場環境の整備」に含まれると考えますので、中間案のとおりとさせていただきます。
14	第20条 (創業及び第二創業の促進)	「発想や技術」について、口語的な表現であるので、「発想及び技術」に改めてはどうか。	①	ご意見をふまえ、「発想及び技術」に改めます。
15	第23条 (情報通信技術の活用)	「生産性向上や経営の向上」について、口語的な表現であり、また、より端的な表現とするため、「生産性及び経営の向上」に改めてはどうか。	①	ご意見をふまえ、「生産性の向上」に改めます。
16	第23条 (情報通信技術の活用)	「情報通信技術の導入、活用及びデータの利活用」について、「情報通信技術の導入、活用」と「データの利活用」で大きく分かれると考えられるので、階層の異なる語句を接続する場合の法制執務のルールに基づき、「情報通信技術の導入及び活用並びにデータの利活用」に改めてはどうか。	①	ご意見をふまえ、「情報通信技術の導入及び活用並びにデータの利活用」に改めます。
17	第24条 (防災・減災対策等への支援)	「再開し、又は継続し、災害等による地域経済への影響を軽減できるよう」について、やや日本語として拙いように思われるので、「再開し、又は継続することにより、災害等による地域経済への影響を軽減することができるよう」に改めてはどうか。	①	ご意見をふまえ、「再開し、又は継続することにより、災害等による地域経済への影響を軽減できるよう」に改めます。

議案第四十五号

三重県中小企業・小規模企業振興条例の一部を改正する条例案

右提出する。

令和二年二月十七日

三重県知事 鈴木英敬

三重県中小企業・小規模企業振興条例の一部を改正する条例

三重県中小企業・小規模企業振興条例（平成二十六年三重県条例第五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>本県の中小企業・小規模企業は、本県の経済をけん引し、地域社会の持続的な形成及び維持に寄与している重要な存在である。また、本県の北部では製造業が集積し、本県の南部では地域資源を活用した産業及び観光業が盛んであるなど、県内には多様な中小企業・小規模企業が数多く存在し、地域の雇用を支えている。</p>	<p>本県の中小企業・小規模企業は、本県の経済をけん引し、地域社会の持続的な形成及び維持に寄与している重要な存在である。また、本県の北部では製造業が集積し、本県の南部では地域資源を活用した産業及び観光業が盛んであるなど、県内には多様な中小企業・小規模企業が数多く存在し、地域の雇用を支えている。</p>
<p>本県が有する世界に誇るべき歴史、文化及び風土の中で貫かれてきたものは、伝統及び技術を受け継ぎながらも、時代の変化に対応する精神である。</p>	<p>本県が有する世界に誇るべき歴史、文化及び風土の中で貫かれてきたものは、伝統及び技術を受け継ぎながらも、時代の変化に対応する精神である。</p>
<p>昨今、世界においては、国際的な競争及び海外の市場の変化が激しさを増す中、情報通信技術の分野における急速な技術革新の進展により産業構造が著しく変化しており、グローバル企業が立地する本県の経済は、世界経済の影響を受けやすい産業構造にあるため、今後、世界経済の構造変化への対応が一層求められる。また、国内においては、今後、人口減少社会における持続可能な社会の実現に向けて、少子高齢化、地域の過疎化等の社会的課題の解決と経済発展の両立が一層求められる。</p>	<p>昨今、世界においては、国際的な競争及び海外の市場の変化が激しさを増しており、特に、世界と直結する事業を展開しているグローバル企業が立地する本県の経済は、世界経済の影響を受けやすい産業構造にあるため、今後、世界経済の構造変化への対応が一層求められる。また、国内においては、人口減少社会が到来し、今後、事業の拡大だけでなく、少子高齢化、地域の過疎化等、人口減少社会における新たな社会的な課題の解決への対応が一層求められる。</p>
<p>今まさに、本県の中小企業・小規模企業は、この大きな構造変化を好機として捉え、伝統及び技術を受け継ぎながら時代の変化に</p>	<p>今まさに、本県の中小企業・小規模企業は、この大きな構造変化を好機として捉え、伝統及び技術を受け継ぎながら時代の変化に対応するという本県に根付く精神をもって、その機動性及び地域性を発揮し、新たな事業の</p>

応するという本県に根付く精神をもって、その機動性及び地域性を発揮するとともに、知恵、知識及び技術を積極的に取り込み、それらを組み合わせ又はつなぎ直すことで、新たな価値を創出し、新たな事業の展開に果敢に取り組んでいくことが必要である。

県は、中小企業・小規模企業の経営の安定及び向上とともに、中小企業・小規模企業の新たな価値の創造及び挑戦を促進するため、特に小規模企業に配慮しつつ、人材の育成、職場環境の整備、資金供給の円滑化、創業及び第二創業の促進、事業承継の促進、海外への進出及び海外の企業との連携、情報通信技術の活用、防災・減災対策など中小企業・小規模企業の特性に応じた支援を行うことで、中小企業・小規模企業の意欲を引き出す必要がある。また、中小企業・小規模企業の振興に当たっては、関係機関と協力しながら、県が先頭に立って推進していく。

本県の中小企業・小規模企業の振興を通じて、本県の中小企業・小規模企業がその特色を活かしながら時代の変化に対応していくことは、本県の経済の持続的な発展及び県民生活の向上のみならず、日本全体をけん引していくことにつながる。このことを県民全体で共有し、中小企業・小規模企業の振興を県政の重要課題として位置付け、時代の変化への対応に必要な支援を迅速かつ的確に実施していくためにこの条例を制定する。

(基本理念)

第三条 (略)

2 (略)

3 中小企業・小規模企業の振興については、経営資源(設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。第十五条第一項及び第二十一条において同じ。)の確保が困難である小規模企業に関して、経営の規模及び形態を勘案し、かつ、きめ細かく支援すること

展開に果敢に取り組んでいくことが必要である。

県は、中小企業・小規模企業の経営の安定及び向上とともに、中小企業・小規模企業の新たな価値の創造及び挑戦を促進するため、特に小規模企業に配慮しつつ、人材の育成、資金供給の円滑化、創業及び第二創業の促進、事業承継の促進、さらに海外への進出及び海外の企業との連携など中小企業・小規模企業の特性に応じた支援を行うことで、中小企業・小規模企業の意欲を引き出す必要がある。また、中小企業・小規模企業の振興に当たっては、関係機関と協力しながら、県が先頭に立って推進していく。

本県の中小企業・小規模企業の振興を通じて、本県の中小企業・小規模企業がその特色を活かしながら時代の変化に対応していくことは、本県の経済の持続的な発展及び県民生活の向上のみならず、日本全体をけん引していくことにつながる。このことを県民全体で共有し、中小企業・小規模企業の振興を県政の重要課題として位置付け、時代の変化への対応に必要な支援を迅速かつ的確に実施していくためにこの条例を制定する。

(基本理念)

第三条 (略)

2 (略)

3 中小企業・小規模企業の振興については、経営資源(設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。第十五条第一項及び第二十一条において同じ。)の確保が困難である小規模企業に関して、経営の規模及び形態を勘案し、かつ、きめ細かく支援すること

とを旨としなければならない。

4 (略)

(高等教育機関の役割)

第九条 高等教育機関(学校教育法第八十三条に規定する大学及び同法第百十五条に規定する高等専門学校をいう。第十七条第一項及び第二十一条第二項において同じ。)は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業が行う研究開発及び人材の育成に対する協力その他の必要な協力を行うよう努めるものとする。

(人材の育成及び確保)

第十七条 (略)

2 県は、中小企業・小規模企業において必要とされる能力を備えた人材の育成及び確保を図るため、中小企業・小規模企業に関する団体、教育機関等の関係機関と連携し、若者のキャリアアップ(これまで経験した職務その他の能力を開発する機会を通じ、職業能力の向上が図られることをいう。)のための取組並びに県内外の若者等の県内の中小企業・小規模企業への就職及び定着の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、中小企業・小規模企業が、女性、高齢者、障がい者、外国人等の多様な就業の機会を提供することができるよう必要な施策を講ずるものとする。

(職場環境の整備)

第十八条 県は、多様な人材が個々の事情に応じた働き方を実現し、その能力を最大限発揮できるよう、中小企業・小規模企業における従業員のワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和をいう。)及び健康づくりに配慮した職場環境の整備を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

第十九条 (略)

(創業及び第二創業の促進)

第二十条 県は、中小企業・小規模企業の間

を旨としなければならない。

4 (略)

(高等教育機関の役割)

第九条 高等教育機関(学校教育法第八十三条に規定する大学及び同法第百十五条に規定する高等専門学校をいう。第十七条第一項及び第二十一条第二項において同じ。)は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業が行う研究開発及び人材の育成に対する協力その他の必要な協力を行うよう努めるものとする。

(人材の育成及び確保)

第十七条 (略)

2 県は、中小企業・小規模企業において必要とされる能力を備えた人材の育成及び確保を図るため、中小企業・小規模企業に関する団体、教育機関等の関係機関と連携し、若者のキャリアアップ(これまで経験した職務その他の能力を開発する機会を通じ、職業能力の向上が図られることをいう。)のための取組その他の必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、中小企業・小規模企業が、女性、高齢者、障がい者等の多様な就業の機会を提供することができるよう必要な施策を講ずるものとする。

第十八条 (略)

(創業及び第二創業の促進)

第十九条 県は、中小企業・小規模企業の間

滑な創業及び第二創業（既に事業を営んでいる中小企業・小規模企業が先代から事業を引き継いだ場合等において、事業の形態の転換又は新しい事業若しくは分野に進出することをいう。以下この項において同じ。）を促進するため、創業及び第二創業に関する意欲の醸成並びに相談を行う体制の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、中小企業・小規模企業における新たな発想及び技術を活用した新事業の創出を促進するため、創造的な視点を有する人材の育成及び活用並びに革新的な技術の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

第二十一条・第二十二条（略）
（情報通信技術の活用）

第二十三条 県は、中小企業・小規模企業における情報通信技術の活用による生産性の向上を図るため、情報通信技術の導入及び活用並びにデータの利活用を促進し、並びにこれらに資する人材の育成その他の必要な施策を講ずるものとする。

（防災・減災対策等への支援）

第二十四条 県は、自然災害その他の事業活動の基盤における重大な障害（以下この条において「災害等」という。）が発生した場合においても、中小企業・小規模企業が円滑に事業を再開し、又は継続することにより、災害等による地域経済への影響を軽減できるよう、事前計画の策定の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

第二十五条～第二十七条（略）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

三重県中小企業・小規模企業振興条例施行後における経済的社会的環境の変化に鑑み、中小企業・小規模企業の振興に関する施策についての規定を整備する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

滑な創業及び第二創業（既に事業を営んでいる中小企業・小規模企業が先代から事業を引き継いだ場合等において、事業の形態の転換又は新しい事業若しくは分野に進出することをいう。以下この条において同じ。）を促進するため、創業及び第二創業に関する意欲の醸成並びに相談を行う体制の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、中小企業・小規模企業における新たな発想及び技術を活用した新事業の創出を促進するため、創造的な視点を有する人材の育成及び活用並びに革新的な技術の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

第二十条・第二十一条（略）

第二十三条 県は、中小企業・小規模企業における情報通信技術の活用による生産性の向上を図るため、情報通信技術の導入及び活用並びにデータの利活用を促進し、並びにこれらに資する人材の育成その他の必要な施策を講ずるものとする。

（防災・減災対策等への支援）

第二十四条 県は、自然災害その他の事業活動の基盤における重大な障害（以下この条において「災害等」という。）が発生した場合においても、中小企業・小規模企業が円滑に事業を再開し、又は継続することにより、災害等による地域経済への影響を軽減できるよう、事前計画の策定の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

第二十二條～第二十四條（略）

○ 議案第 58 号 「三重県鈴鹿山麓研究学園都市センター条例を
廃止する条例案」について

1 提案理由

「三重県鈴鹿山麓研究学園都市センター条例」は、三重県鈴鹿山麓研究学園都市センターの設置に伴い、平成 10 年に制定したものです。

三重県鈴鹿山麓研究学園都市センターは、科学技術の振興及び県内産業の高度化を図ることを目的とした鈴鹿山麓リサーチパーク内の施設であります。大規模修繕時期が迫る中で、建物の構造や立地などからこれ以上の利活用が見込めないため廃止します。

2 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日から施行します。

3 今後の取組

四日市市において、試験研究機関に限定されている鈴鹿山麓リサーチパークの利用用途を拡大する手続きを進めており、四日市市と連携して都市センター跡地も含めて企業等の事業用地としての活用を図っていきます。

○ 議案第 70 号 三重県新エネルギービジョンの改定について

1 本ビジョン（案）の概要（別紙のとおり）

（1）改定の趣旨

エネルギーをめぐる社会情勢の変化に対応し、県が取り組むべき方向性等をふまえて、令和 2 年度から 4 年間の中間目標や取組方向を定めるために改定を行います。

（2）計画期間、基本理念、基本方針【変更なし】

平成 28 年 3 月に改定した現行ビジョンの考え方に沿って、引き続き取組を進めます。

（3）長期目標【変更なし】

令和 12(2030)年度までに、一般家庭で消費されるエネルギーの約 84 万 5 千世帯に相当する「新エネルギー」を県内に導入することを長期目標とします。

（4）中期目標及び取組方向

令和 5 (2023)年度までに、一般家庭で消費されるエネルギーの約 74 万 7 千世帯に相当する「新エネルギー」を県内に導入することを中期目標とします。

また、次の 5 つの取組方向に基づき、中期目標の達成に向けて取り組みます。

- ①取組方向 1 新エネルギーの導入促進
- ②取組方向 2 家庭・事業所における省エネ・革新的なエネルギー高度利用の推進
- ③取組方向 3 創エネ・蓄エネ・省エネ技術を活用したまちづくりの推進
- ④取組方向 4 環境・エネルギー関連産業の育成と集積
- ⑤取組方向 5 次世代の地域エネルギー等の活用推進

なお、中間目標及び取組方向は、みえ県民力ビジョン・第三次行動計画の施策 3 2 3 「Society5.0 時代の産業の創出」に対応しています。

（5）計画の推進

「三重県新エネルギービジョン推進会議」を本ビジョンの進捗管理を行う中心組織に位置づけるとともに、本ビジョンに定める具体的な取組やプロジェクトの実行組織として、テーマに応じて企業、地域団体、大学、市町、県等からなる研究会や検討会などを設置し、ビジョンの効果的な推進を進めます。

2 中間案からの主な変更点

令和元年第2回定例会 11月定例会の戦略企画雇用経済常任委員会において説明をいたしました「中間案」からの主な変更点は、以下のとおりです。

(1) 第1章 エネルギーをめぐる現状と課題

第三次行動計画において、SDGsの目標項目に対する県の施策が整理されていることをふまえて、「1-(9) SDGsへの対応、Society5.0の実現」を修正しました。

(2) 第2章 基本理念、将来像、基本方針及び長期目標

令和元年12月15日付け三重県脱炭素宣言「ミッションゼロ 2050 みえ～脱炭素社会の実現を目指して～」を受けて、三重県環境基本計画との調整をはかりながら、「1-(1) みえの地域エネルギー力と基本理念」に、当該宣言に関する記述を追加しました。

(3) 第3章 中期目標及び取組方向（令和2年度から令和5年度）

取組方向2の注力する取組の「自家消費の推進」について、新エネルギービジョン推進会議における委員の意見として、災害時に関する記述の充実を検討するようご指摘があったことから、関係の記述を補強しました。

(4) 全般

コラムの充実や表記方法の見直しなどの微修正を行いました。

計画期間：平成28(2016)年度から令和12(2030)年度まで

- はじめに
- 1 改定の趣旨 ○エネルギーをめぐる環境変化をふまえ、長期目標に向けた次期中期目標を定めるための改定。
 - 2 計画の性格 ○県民、行政、事業者等の共通指針 ○県総合計画「みえ県民力ビジョン」の個別計画
 - 3 計画期間 (1) 長期計画 2016年度から2030年度まで (2) 中期計画 2020年度から2023年度まで

- 第1章 エネルギーをめぐる現状と課題
- 1 国のエネルギーをめぐる状況(2020時点)
 - (1) 東日本大震災後のエネルギー需給動向
 - (2) エネルギー基本計画の見直し
 - エネルギーミックスの実現と2050年を見据えたワケ
 - (3) 再生可能エネルギー固定価格買取制度の見直し
 - 2021年3月末までに抜本見直し
 - (4) 新たな温室効果ガス削減目標の設定
 - 2030年度 2013年度比で26%削減
 - (5) 電源構成の見直し
 - エネルギーミックスの据え置き(2030年度の再生エネルギー構成22~24%)
 - (6) 電力システム改革の動き
 - 広域連携、電力小売全面自由化、発電電分離
 - (7) ガスシステム改革の動き
 - ガス小売全面自由化、大手3社主導部門分離
 - (8) 国民のエネルギーに関する意識
 - (9) SDGsへの対応、Society5.0の実現
 - IoT、AI等を活用した地域課題解決
 - 2 三重県のエネルギーをめぐる現状と課題
 - (1) 三重県のエネルギー消費の状況
 - 産業部門が全体の67%(全国平均49%)
 - (2) 三重県のエネルギーの需給状況
 - 発電量は消費電力の1.47倍
 - (3) 三重県のエネルギー供給施設
 - 火力発電648万kW、再エネ226万kW
 - (4) 三重県の自然特性と再生可能エネルギーの導入
 - 日照時間2,181時間(全国平均2,004時間)
 - 風況の良い地域1,800㎥(県の3分の1)
 - 森林面積8,700㎥(県の3分の2)
 - (5) 想定される南海トラフ地震の発生と自立分散型電源の確保
 - 再生可能エネルギーの導入や蓄電池の配備等
 - (6) 地方創生及び人口減少対策
 - (7) 環境・エネルギー関連産業の状況
 - (8) 次世代の地域エネルギー等の活用
 - (9) 産学官連携によるビジョンの具現化に関する取組
 - (10) 地球温暖化に関する県民・事業者の意識
 - 新エネルギー省エネ導入への意識は高い。

第4章 計画の推進 県、市町、県民、事業者、地域団体等のステークホルダー（関係者）が協働の考えのもとで取組を進め、継続的に改善を行う。

第2章 基本理念、将来像、基本方針及び長期目標

- 1 基本理念 エネルギー・イノベーションと協働によるみえの地域エネルギー力の向上

「みえの地域エネルギー力」とは、県民、地域団体、事業者、大学、行政など多様な主体が、ワケがけや事業活動におけるエネルギーの使い方と意識を革新しながら、エネルギーの地産地消、環境・エネルギー関連産業の振興、エネルギー関連技術を生かした地域づくり、省エネの推進を協働の考え方で進めていく力のことであり、SDGsやSociety5.0といった視点をふまえ、地域との共生を図りながら、その持続的な向上を図ることを基本理念とします。
- 2 将来像
 - (1) 新エネルギーの導入が進んだ社会
 - 県民、事業者の意識の高まり ○災害時にも自立分散型電源が確保
 - (2) 環境に配慮した効果的なエネルギー利用が進んだ社会
 - ライフスタイルと事業活動の変革によるエネルギーの効果的な利用
 - (3) 環境・エネルギー関連産業の振興による元気な社会
 - 事業者、大学等の研究開発、イノベーション等による地域経済活性化
- 3 基本方針
 - (1) 新エネルギーの導入促進
 - 環境負荷の少ない安全で安心な新エネルギーの導入を進める。
 - (2) 家庭・事業所における省エネ・革新的なエネルギー高度利用の推進
 - 家庭、事業者への省エネ、高効率設備の導入を進める。
 - (3) 創エネ・蓄エネ・省エネ技術を活用したまちづくりの推進
 - 地域課題解決に向け地域主体のエネルギーに関するまちづくりを進める。
 - (4) 環境・エネルギー関連産業の育成と集積
 - 人材育成、研究開発、販路拡大、設備投資、立地を進める。
 - (5) 次世代の地域エネルギー等の活用推進
 - 水素エネルギーやバイオリアファイナリーなどの活用を進める。
- 4 長期目標 令和12(2030)年度までに、一般家庭で消費されるエネルギーの約84.5万世帯に相当する「新エネルギー」を県内に導入
 - (1) 考え方：これまでの県内の導入実績と今後の導入見込みをふまえつつ、国の導入見通しによる三重県の導入想定推計値を優先的な目標として設定。
 - (2) 「新エネルギー」の種類
 - 再生可能エネルギー ①太陽光発電 ②太陽熱利用 ③風力発電 ④バイオマス発電 ⑤バイオマス熱利用 ⑥中小水力発電
 - 革新的高度利用技術(エネルギーの需要を減らした分を地域で発電したものとみなす)
 - ⑦コージェネレーション(燃料電池除く) ⑧燃料電池(FCV-FM) ⑨次世代自動車(EV、FCV等) ⑩ヒートポンプ(コージェネ)

計画期間：令和2(2020)年度から令和5(2023)年度まで

第3章 中期目標及び取組方向

中期目標：令和5(2023)年度までに、一般家庭で消費されるエネルギーの約74.7万世帯に相当する「新エネルギー」を県内に導入

取組方向1：新エネルギーの導入促進

- (1) 新エネルギーの導入支援(太陽光発電⇒適正導入の推進や自家消費型の導入促進、太陽熱利用⇒関係団体等と連携した普及促進、木質バイオマス発電⇒燃料安定支援、バイオマス熱利用⇒関係団体等と連携した普及促進、中小水力発電⇒地産地消(ワケがけ)支援)
- (2) 公共施設への新エネルギー率先導入(県施設への太陽光発電導入等)

目標項目：新エネルギーの導入量(累計)

目標値：74.7万世帯(令和5年度)

- 注力する取組
- ☆地域との共生を図られるよう新エネルギーを促進
 - ガイドラインの適正運用
 - ☆安全、安心な太陽光発電事業
 - 保守管理の適正化に向けた取組(ゲートキーパー化)

取組方向2：家庭・事業所における省エネ・革新的なエネルギー高度利用の推進

- (1) 家庭への省エネ・節電の普及啓発及びエネルギー効率的な高い設備等の導入促進
- (2) 事業者へのエネルギー効率的な設備等の導入促進(省エネ設備・コージェネ等の導入促進)
- (3) エネルギー管理システムの導入促進による省エネの推進(HEMS、BEMS等の導入促進)
- (4) ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ビル)化の促進
- (5) 次世代自動車の導入促進(国の支援策の活用、EVを活用した低炭素なまちづくり)

目標項目：事業者等の新エネルギーの普及啓発の取組

注力する取組

- ☆自家消費の推進
- 蓄電池や燃料電池との組合せによる高度利用
- ☆省エネプラットフォーム
- 中小企業の省エネ支援

目標値：40件(令和5年度)

取組方向3：創エネ・蓄エネ・省エネ技術を活用したまちづくりの推進

- (1) 地域課題解決に向けた地域主体のまちづくりの支援
- (2) 防災まちづくりの推進(太陽光発電と蓄電池等による自立分散型電源の設置)
- (3) 継続可能な仕組みの検討(多面的機能を有する地域の取組が継続する仕組み)
- (4) エネルギー地産地消による地域内経済循環に対する支援

目標項目：まちづくりへの支援件数(累計)

目標値：4件(令和5年度)

- 注力する取組
- ☆エネルギー地産地消のまちづくり支援
 - おわせSEAモデル協議会など
 - ☆Society5.0で実現する社会
 - ビッグデータの活用(電力需要予測、VPP)

取組方向4：環境・エネルギー関連産業の育成と集積

- (1) ネットワークづくり・人材の育成(ネットワークの拡大、高等教育機関との連携)
- (2) 研究開発の促進(技術支援、専門家派遣等)
- (3) 販路拡大・市場拡大・設備投資及び立地の促進(技術交流会等による販路拡大等)

目標項目：企業との共同研究の件数(累計)

目標値：24件(令和5年度)

- 注力する取組
- ☆環境・エネルギー関連技術支援
 - 光・熱ハイブリッド型の創エネ・蓄エネ技術の確立

取組方向5：次世代の地域エネルギー等の活用推進

- (1) バイオリアファイナリーの推進(研究開発支援)
- (2) 地域エネルギー等の活用にかかる情報収集、普及啓発等

目標項目：利活用に向けた普及啓発の取組

目標値：16件(令和5年度)

注力する取組

- ☆バイオリアファイナリー関連プロジェクト
- バイオエナジー、エネ・コージェネ

○ 議案第 71 号 三重県観光振興基本計画（令和 2 年度～ 5 年度）の策定 について

1 三重県観光振興基本計画（令和 2 年度～ 5 年度）（案）

（1）策定の趣旨

「みえの観光振興に関する条例」の理念を具体化し、観光振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、条例第 21 条の規定に基づき、三重県観光振興基本計画を策定するものです。

（2）計画期間

令和 2 年度から 5 年度までの 4 年間

（3）施策体系

本計画の施策体系は以下のとおりとし、令和 2 年度から 5 年度までの事業を展開していきます。

戦 略	施策展開の柱	施 策
観光誘客の 推進 「世界の人びと を魅了する三重 の観光」	世界から選ばれる三重の 観光のブランディング	体験型観光の創出・充実による滞在型リゾートの形成、 客が客を呼ぶサイクルの構築に向けた三重の観光のブ ランディング展開 伊勢志摩サミット開催地の知名度を生かした MICE 開 催地としてのブランド価値向上
	一流の観光資源の磨き上 げ・オンリーワンの観光の 魅力づくり	日本の文化聖地という三重のイメージ、多様な自然環 境、食等、三重ならではの一流の観光資源を生かした 国内外からの誘客促進 持続可能な自然資源の保全・活用
	三重県の立地を生かした 国内外からの誘致	リニア中央新幹線全線開業や大阪・関西万博等を見据 えた首都圏、関西圏、中京圏からのインパウンドも含 めた誘客促進 三重県の立地を生かした観光産業の投資促進、人材の 呼び込み
観光産業の 振興 「TOKOWAKA ～変革し続ける 観光産業へ～」	旅行者目線に立った旅行 環境の変革	AI や ICT などの新技術を生かした快適で利便性の高 い受入環境の整備促進 安全・安心に旅行できる環境の整備促進
	観光産業を担う人材育成、 若者定着	観光産業の働き方改革・起業・事業承継等の経営革新 観光産業の持続的な発展を支え、観光産業を若者にと って魅力的な産業にするための人材の確保・育成
	観光産業に関わる組織改 革・連携強化	オール三重で観光振興を進める、新たな推進体制の構 築 農林水産業、製造業、サービス産業等、多様な産業間 連携強化・KUMINAOSHI による新たな観光魅力創造

(4) 計画目標

本計画における数値目標を次の6項目と定め、多面的な視点から施策の達成を確認します。

目標項目	現状値	目標値 (令和5(2023)年度)
(1) 観光消費額 (観光入込客数×一人あたりの観光消費額)	5,338億円 (平成30(2018)年)	6,000億円以上 (令和5(2023)年)
(2) 観光客満足度 (「大変満足」「満足」「やや満足」と回答された割合)	94.9% (平成30(2018)年)	95.0%以上 (令和5(2023)年度)
(3) 県内の延べ宿泊者数	890万人 (平成30(2018)年)	950万人 (令和5(2023)年)
(4) 県内の外国人延べ宿泊者数	34万人 (平成30(2018)年)	68万人 (令和5(2023)年)
(5) 国際会議の開催件数	16件 (平成30(2018)年)	20件 (令和5(2023)年)
(6) 宿泊・飲食サービス業における収入の全国順位	全国12位 (平成30(2018)年)	全国10位以内 (令和5(2023)年)

2 最終案からの主な修正点

令和元年定例会 11月定例会月会議の戦略企画雇用経済常任委員会において説明をいたしました「最終案」から、現在の状況変化をふまえた主な修正点は以下のとおりです。

(1) 太平洋・島サミット

第9回太平洋・島サミットが開催されることが決定したことから、

2頁「1 これまでの4年間と新たな時代の三重の観光」

17頁「9 MICE開催地としてのブランド価値向上」

に、「第9回太平洋・島サミット」について記述を追加しました。

(2) 観光危機管理の推進

新型コロナウイルス感染症の現状に鑑み、以下の記述を変更しました。

(変更した記述内容)

23頁「37 観光防災の推進」から「37 観光危機管理の推進」に変更しました。

「事故、自然災害、感染症の拡大等による三重の観光産業への影響緩和に取り組む観光危機管理を推進します。」を追加しました。

◎所管事項説明

(1)「令和元年度『第二次三重県行財政改革取組』の進捗状況」における県有施設の見直しについて

集中取組期間における県有施設の見直し一覧【雇用経済部関係分】

○この一覧表は、平成29年6月に策定しました「三重県財政の健全化に向けた集中取組」13頁に記載の「県有施設の見直し」について、個別施設の見直しの方向性や調整経過等を整理したものです。

○今回の見直しは、廃止や統合を含めたあり方検討による維持管理費の抑制と、新たな県民ニーズへの対応や県民サービスの向上の両面で見直しに取り組むとともに、あわせて、施設にかかるコスト縮減や一層の収入確保にも取り組んでいます。

○平成31年2月14日全員協議会以降、見直しの方向性を定めた施設については、見直しの実施に向けて庁内での検討や関係団体との調整を進め、今後見直しの方向性を定めるとした施設については、引き続き検討を重ね方向性を決めました。

No	施設名	見直しの方向性	これまでの主な経過、課題、今後の予定など	所管部局名
18	(鈴鹿山麓リサーチパーク関係施設) 鈴鹿山麓研究学園都市センター <直営>	<p>廃止(解体撤去)</p> <p>当該施設は、科学技術の振興及び県内産業の高度化を図る目的で平成10年に建設された。企業向けに会議室等の貸出しを行ってきたが、施設の稼働率が低調なことや、維持管理に多額の費用を要することなどから、平成31年4月から休館している。</p> <p>老朽化に伴い必要となっている大規模修繕費及び維持管理経費に見合う利活用が見込めないことから、施設を廃止・解体のうえ、四日市市から借りている土地を返還する方向で見直しを進める。</p>	<p>見直しの方向性を踏まえ、都市センター条例を廃止し、建物を解体のうえ、土地を四日市市へ返還する。</p> <p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H31.3 鈴鹿山麓リサーチパーク連絡調整会議 ・H31.4～ 休館 ・H31.4～ 建物の利活用について検討 ・R1.12 見直しの方向性について常任委員会で説明 <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R2.3 都市センター条例を廃止し、用途廃止 ・R2.4以降 建物解体の設計、撤去、土地の返還 	雇用経済部

(2) 「『みえ県民力ビジョン・第三次行動計画』(仮称)最終案に対する意見」への回答について

戦路企画雇用経済常任委員会			
番号	施策・行政運営名	担当部署	委員会意見 回 答
331	世界から選ばれる三重の観光	雇用経済部 観光局	<p>当施策の取組が、一部の地域に集中することのないよう、市町等と連携・協力しながら、三重県全域に配慮した取組を進められたい。</p> <p>持続的に成長・発展する三重の観光を実現するため、観光地域づくり法人(DMO)、観光事業者、市町等と連携し、オール三重で各地域の特色を生かした観光誘客の推進、観光産業の振興に取り組んでいきます。</p>

(3) みえ県民カビジョン・第三次行動計画(案)について

(最終案からの主な修正箇所について)

令和元年12月10日の戦略企画雇用経済常任委員会において、「みえ県民カビジョン・第三次行動計画」(仮称)最終案についてご審議いただき、1月21日には、県議会から最終案に対する知事への申し入れを頂戴しました。

こうしたご意見やその後の状況変化をふまえながら、みえ県民カビジョン・第三次行動計画(案)をとりまとめました。

最終案からの主な修正箇所については、以下のとおりです。

○主な修正箇所

施策331 世界から選ばれる三重の観光

- ・基本事業1「世界の人びとを魅了する三重の観光地づくり」の取組方向に、以下の記述を追加

(追加した記述内容)

また、第9回太平洋・島サミットをはじめとしたMICEをオール三重で成功させることでMICE開催地としてのブランド価値をさらに向上させ、三重ならではの特色を生かした戦略的なMICE誘致につなげます。

施策342 多様な働き方の推進

- ・副指標「民間企業における障がい者の法定雇用率達成企業の割合」の現状値を最新値に変更するとともに、目標値を上方修正

(最終案) 現状値 58.1%(30年度)

目標値 66.3%

(成案) 現状値 58.3%

目標値 69.5%

(4) 新型コロナウイルス感染症対策の取組について

1 中小企業者等向け経営相談窓口の設置

新型コロナウイルス感染症により影響を受ける、またはその恐れがある中小企業・小規模企業の経営安定や資金繰りに関する相談に対応するため、1月31日に窓口を設置しました。

〔相談件数〕 67件（3月6日現在）

〔相談事例〕

- ・ 中国からの船荷減少により陸送量が減少し、売上が減少している。
- ・ 中国向け旅行のキャンセルが相次ぎ、資金繰りが悪化した。

2 中小企業・小規模企業向け三重県中小企業融資制度

現在、中小企業・小規模企業向けの資金繰り支援のため利用可能な県の融資制度は、次のとおりです。

資金名	セーフティネット資金		リフレッシュ資金
	保証4号	保証5号	
融資対象	県内全域の 全業種（指定なし）	指定業種のみ 192業種（3/6現在）指定	全業種（指定なし）
	売上高が前年同月比 20%以上減の場合	売上高が前年同月比 5%以上減の場合 ※	売上高が前年同月比 3%以上減の場合 ※
融資 限度額	8,000万円		5,000万円
融資期間	10年以内		7年以内
利率	金融機関所定利率（金融機関が決定）		
保証枠	一般枠とは別枠で保証		一般保証枠
保証料率	0.60%	0.44%	0.45%～1.50%
保証割合	信用保証協会が100%保証	信用保証協会が80%保証（金融機関が20%責任共有）	

※ 特例措置として「1か月実績＋2か月見込み」で算出可能

3 県内企業の影響把握

県内経済への影響を把握するため、企業・事業所への聞き取り調査を継続的に行っています。3月5日現在の調査結果は次のとおりです。

(1) 市町や関係機関を通じた聞き取り

[聞き取り先]

県内の市町、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、政府系金融機関、信用保証協会、金融機関、県観光連盟、旅館ホテル生活衛生同業組合、バス協会 80機関

[相談・報告件数] 延べ143件（3月6日現在）

[相談・報告事例]

- ・海外客のキャンセルや予約減少により売上が減少している。
- ・中国からの材料仕入れが滞り、製造ができない。
- ・メーカーからの納品予定が立たず、工事納期が後ろ倒しになり、資金繰りが苦しい。

(2) 県内企業（製造業）への聞き取り

[聞き取り先]

県内に事業所を有する企業（製造業） 111社

[聞き取り状況]

影響あり 39社（35.1%）

※ 原材料の調達遅延や、生産・調達等に係る人員調整、出張停止、移動制限（会議など一般的な出張を除く）、受注減など、操業に直接影響があるもののみをカウント

[報告事例]

- ・中国国内の取引先工場の生産減に伴い、受注の減少が見込まれる。
- ・これまで中国から調達していた原材料や部材について、中国での生産が滞っていることから、調達先の見直しを検討している。

(3) 宿泊事業者等への聞き取り

[調査回答数]

宿泊事業者 131社、バス運行事業者 25社、主要観光施設 19社

※特に影響の大きかった事業者に対して、追加で聞き取りを実施。

[聞き取り先]

宿泊事業者 41社、バス運行事業者 19社、主要観光施設 19社

[聞き取り状況]

聞き取りで回答があった48社全ての事業者が「影響がある」と回答。

- ・深刻な影響がある事業者 43社（89.6%）

〔事業者からの声〕

(宿泊事業者)

- ・ イベント中止、観光施設の休園による宿泊キャンセルが増え、新規予約も入らない。
- ・ 修学旅行や遠足の中止等により、宿泊予約が入らない。
- ・ 春休みシーズンの宿泊予約が激減している。
- ・ 日本人の出張等による宿泊も減っている。
- ・ 国や県の補助制度は、中小事業者には使いにくいものが多い。

(バス運行事業者)

- ・ 企業の送迎以外は稼働しておらず、運転手も事務員も交代で休みを取らざるを得ない状況となっている。
- ・ リースでバスを借りている事業者が多く、費用だけがかさむ。

(主要観光施設)

- ・ イチゴ狩りなど飲食を伴う体験などのキャンセルが多く出ている。
- ・ 割引合戦や特定の補助金クーポンなど懸念する。

4 厚生労働省の助成金制度の周知

厚生労働省が新たに講じた助成金制度については、三重県労働相談室等において、県のホームページを通じて周知するほか、活用についての相談に対応しています。厚生労働省の助成金制度の概要は、次のとおりです。

(1) 雇用調整助成金の特例措置による拡充

経営上の理由により事業活動を縮小された事業主が、一時的に休業等または出向を行って従業員の雇用維持を図った場合、国の雇用調整助成金を受給することができます。

新型コロナウイルス感染症への対応のため、令和2年2月に特例措置が講じられています。

〔制度概要〕

- | | |
|----------|--|
| ・ 対象事業主 | 雇用保険適用事業所 |
| ・ 対象労働者 | 雇用保険被保険者 |
| ・ 主な支給基準 | 生産量要件（売上高又は生産量など、事業活動を示す指標の最近3か月間の月平均値が、前年同期に比べ10%以上減少している）等 |
| ・ 助成率 | 休業手当等に対し2/3（大企業は1/2）
※ 対象労働者1人1日当たり8,335円が上限 |
| ・ 支給限度日数 | 1年間で100日（3年間で150日） |

[特例措置（3月6日現在）]

- ・生産量要件の緩和（確認対象期間を3か月から1か月に短縮）や、雇用量要件の撤廃など、支給基準に関する特例措置
- ・日中間の人の往来の急減により影響を受け、中国関係の売上高等が全売上高等の10%以上である事業主に限定された特例措置であったが、対象となる事業主の範囲が拡大され、日本人観光客の減少を受ける観光関連産業や、部品の調達・供給等の停滞の影響を受ける製造業なども対象に追加

- (2) 小学校等の臨時休業等に伴う保護者の休暇取得支援に関する助成金制度の創設
小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援として、子の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金が創設されました。

[制度概要（予定）]

- ・対象事業主
 - ①又は②の子の世話をを行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた事業主。
 - ① 新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した小学校等に通う子（小学校等：小学校、特別支援学校（高校まで）、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等）
 - ② 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある子（対象は①と同様）
- ・対象労働者 事業主に雇用される労働者（正規、非正規、雇用保険被雇用者であるかを問わず）
- ・支給額 休暇中に支払った賃金相当額 10/10（8,330円を日額上限）
※ 大企業、中小企業ともに同様。
- ・適用日 令和2年2月27日～3月31日の間に取得した休暇

5 労働相談の状況

(1) 三重県労働相談室

事業所、労働者の双方から様々な相談を受けており、新型コロナウイルス関係では、3月6日現在、2件の相談がありました。

[相談内容]

- ・小学生の保護者からの休校に伴う勤務時間の取扱いに関するもの
- ・感染や発熱等により自主的に休んだ場合の休暇や手当に関するもの

(2) 新型コロナウイルス特別相談窓口（三重労働局）

三重労働局が開設している「新型コロナウイルス特別相談窓口」には、事業所から従業員が休んだ場合の休業手当に係る問い合わせが多く寄せられており、雇用調整助成金に関する問い合わせも増えてきています。

6 学校の臨時休業に関する要請

2月28日、三重県商工会議所連合会、三重県商工会連合会、三重県中小企業団体中央会、三重県経営者協会に対し、学校が臨時休業となることに伴う従業員の方々の勤務に係る配慮について、書面で協力を要請しました。

7 外国人労働者に対する支援

学校の臨時休業措置に伴う事業所の休暇制度や勤務時間の変更等が、それぞれの事業所において、外国人労働者に正しく周知されるよう、経済団体に引き続き要請するとともに、三重労働局や庁内関係部局と連携しながら、実態の把握に取り組んでいるところです。

なお、労働に関して不安や悩みを抱える外国人労働者の方には、三重県労働相談室にて多言語により対応しています。

8 今後の対応

引き続き、県内の雇用経済状況について情報収集するとともに、必要に応じ、追加の支援策を検討していきます。

そのため、県内の経済状況について関係団体や企業と情報を共有するとともに、今後必要となる経済対策について議論するための緊急経済会合を、本日（3月11日）開催します。

(5) 国際展開の取組状況について

1 タイとの連携について

本県はタイ投資委員会及びタイ工業省と産業連携に関する覚書 (MOU) を締結し、主に食品加工やエレクトロニクスの分野で連携・交流を進めることとしています。

今年度の三重県とタイとの連携に関する主な取組は、以下のとおりです。

(1) 三重タイ イノベーションセンター^{*}における食関連の取組

バンコクの三重タイ イノベーションセンターにおいて、タイ政府と連携し、本県の食品加工技術に関するセミナーを実施することで、タイの食産業の高度化に貢献するとともに、三重県の食や食品加工技術の魅力をPRしました。

^{*}三重タイ イノベーションセンター：三重県とタイ政府が協力してバンコクに設置した食などの産業連携の拠点。平成30年11月開所。

ア 三重タイ イノベーションセンターセミナー

第1回セミナー (令和元年9月) は、タイの食関連事業者約170名が聴講する中、株式会社スエヒロ EPM (本社:四日市市) が寄贈した食品加工試験機 (エクストルーダー) の説明会及びデモンストレーションを行いました。参加者からは「食品加工試験機に関する理解が深まった」、「今後の商品開発に生かせる情報をいただいた」などの感想がありました。

センター開所1周年を記念する第2回セミナー (令和2年2月) は、タイ工業省産業振興局長やタイ国家食品研究所長をはじめ、タイの食関連事業者約110名出席のもと開催しました。株式会社スエヒロ EPM からフードイノベーションに関する講演、県職員から本県の食文化・食品加工産業や三重ブランドに関する講演を行ったほか、本県の食関連事業者4社も参加して三重の食を試食・試飲できるブースを出展し、交流を深めました。試食した参加者からは「この商品を輸入するにはどうすればよいのか」といった声が聞かれるなど好評を得ました。その後もタイの大手百貨店やバイヤーから三重の地酒や伊賀牛に対する引き合いがあり、複数の商談が継続しているところです。

イ 試作品の展示

三重タイ イノベーションセンターをPRするため、タイ国家食品研究所は、同センターに設置した食品加工試験機を活用して開発した試作品 (ジャスミンライスを原料に使ったスナック菓子やシリアル) をタイ最大の国際食品見本市タイフェックスで展示しました (令和元年5月)。見本市にはタイのソムキット副首相が訪れ、三重タイ イノベーションセンターの活用状況を視察するなど注目を集めるものとなりました。

ウ その他の取組

本県とタイ国家食品研究所との連携を促進するため、同研究所の訪問団が来県し、三重県農林水産物・食品輸出促進協議会の総会・研修会において、タイの食品業界の方向性と食品開発のトレンドについて同研究所の所長が講演しました (令和元年7月)。

また、タイの食関連事業者 10 社 27 名が来県し、県内バイヤー19 名との商談会を実施しました(令和元年8月)。このような取組を通じて本県の事業者にとってもタイの食産業への理解が深まりました。

(2) 今後の方針

令和2年度も引き続き、三重タイ イノベーションセンターを活用した食関連の連携事業に取り組みます。加えて、エレクトロニクス分野においては、技術力向上講座を実施し、タイ現地企業の品質向上を図ることでタイ企業と取引のある県内企業の競争力向上につなげるなど連携の取組を推進します。



三重タイ イノベーションセンターに設置された食品加工試験機を熱心に見学するタイの事業者(第1回セミナー)



三重タイ イノベーションセンターの試作品が展示された見本市を視察するタイの副首相



三重タイ イノベーションセンターでのセミナーの様子(第2回セミナー)



三重の食はタイの人々に好評(第2回セミナー)

2 みえグローバル学生大使

(1) 制度概要

国際的な活動を継続的に行う高校生及び大学生等を、「みえグローバル学生大使」に委嘱し、大使による県事業への参加や、県による大使の活動支援を通じて、国際的な視野を持ちながら自分たちの地域課題に取り組むグローバル人材を育成しています。

平成31年3月、8名と2団体へ最初の委嘱を行いました。令和2年2月現在、個人19名と5団体（所属計 約340名）へ委嘱しています。

(2) 活動実績

今年度、大使が県事業へ協力・参加した主な活動は以下のとおりです。

各種行事では、大使が海外のお客様に三重の魅力を伝えながら交流を深め、お客様からは「高校生のガイドが素晴らしかった」、「地元の人と話が出来て嬉しい」といった喜びの声を頂きました。

また参加した大使からは、「楽しく交流しながら自分達も三重の魅力を感じることができた」、「英語でガイドする良い経験になった」といった声が多くあり、継続的な活動につながっています。

取組名	実施日	主な内容	参加者数
			上:お客様 下:学生大使
ハーバード大学 インターン生と の交流行事	令和元年 6月1日(土)、 2日(日)	文化体験(伊賀流忍者博物館、伊賀上野城、熊野古道 馬越峠、夢古道おわせ)	1名 12名
ポロニャ大学 インターン生と の交流行事	7月23日(火)、 24日(水)	サブカルチャー体験(万協フィギュア博物館) 自然体験(瀨峡 川舟下り) 文化体験(熊野古道 松本峠)	4名 10名
清華大学電子学 部学生等との交 流行事	8月19日(月) ~21(水)	文化体験(高田本山専修寺、内宮及びおはらい町、伊賀流忍者博物館、伊賀上野城)	9名 18名
タイ王国の高校 生との交流行事	11月8日(金)	文化体験(高田本山専修寺)	17名 17名
クルーズ船乗客 案内ボランティア	11月22日(金) 12月24日(火) 令和2年 1月19日(日)	ボランティアガイド(鳥羽に寄港したクルーズ船 ダイヤモンドプリンセスの乗客案内)、アンケート回収ボランティア	多数 12名
清華大学サッカ 一部との交流行 事	令和2年 1月14日(火)、 15日(水)	サッカー交流(サッカー部合同練習) 文化体験(高田本山専修寺、内宮及びおはらい町)	18名 32名

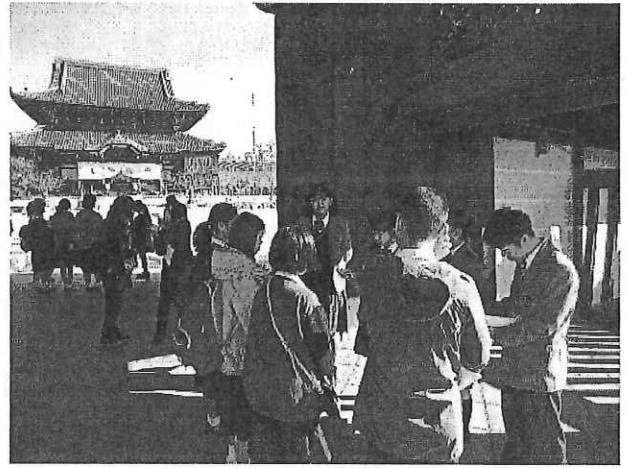
※人数は実人数(重複カウントなし)

(3) 今後の進め方

今年度の取組から、本事業はグローバル人材の育成と海外からのお客様へのおもてなしの両面から、有効な手段であることが確認できました。より多くの活動機会を設けられるよう、高校や大学等への勧誘を行って大使の数を増加させるとともに、他部局においても大使が活用されるように呼び掛けていきます。



清華大学電子学部との交流 おはらい町



タイ高校生との交流 専修寺



ボローニャ大学生との交流
フィギュア博物館



クルーズ船 案内ボランティア

(6) 就職氷河期世代の就労支援について

1 現状

雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った、いわゆる就職氷河期世代の方々への支援策として、国は令和元年6月に「経済財政運営と改革の基本方針2019」において「就職氷河期世代支援プログラム」を取りまとめ、3年間の集中的な支援に取り組む方針を打ち出しました。また、令和元年12月23日には、「就職氷河期世代支援に関する行動計画2019」を発表しました。

三重県における就職氷河期世代(35~44歳)の人口は、約22万人(R1.10.1現在)で、三重県の生産年齢人口に占める割合は約21.1%となっています。

そのうち、正規雇用を希望していながら不本意に非正規雇用で働く人や長期にわたり無業の状態にある人は、推計で約1万1千人程度存在するものと考えられます。

このため、県としても「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画(案)」に就職氷河期世代の安定した就労に向けた支援を盛り込んだところであり、現在、国の動きを注視しつつ、三重労働局とともに、関係者で構成する「みえ就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム(仮称)」(以下、「みえPF」という。)の設置準備を進めるなど、当該世代を支援する仕組みづくりに着手しています。

2 課題

就職氷河期世代で不安定な就労、無業の状態にある方は、希望する業種・企業に就職できなかったことによる早期離転職等により、能力開発機会が少なく、企業に評価される職務経歴を積めていなかったり、加齢に伴い安定した職業に転職する機会が制約されやすかったりといった課題を抱えていると考えられます。

そのため、就職氷河期世代の方々の就労支援については、これまでの就労状況や就労に関する本人の希望などに応じて、より丁寧な寄り添い支援が不可欠であり、複合的な課題を抱えている方も少なくないことから、就労支援機関だけでなく、自立相談支援機関、ひきこもり支援機関等が一丸となって取組を推進する必要があります。

また、就労支援の充実のためには、職場見学・体験等を受け入れる事業所の協力が不可欠であり、協力先の確保も大切です。

さらに、県内の就職氷河期世代の方々の実態について、十分に把握できていないことから、生活状況などを調査し、支援が必要なすべての人に対して、支援策の情報や効果的な支援を届けられるよう取り組む必要があります。

3 今後の取組

(1) みえPFの取組の推進

三重労働局とともに、みえPFを令和2年3月19日に設置し、県内の関係機関が連携を強化しながら、情報共有や相互の協力を進めることにより、関係機関のそれぞれの取組の実効性を高めます。また、気運醸成や行政支援策の周知などの取組を実施します。

○みえ就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム（仮称）について

・取組事項

① 支援対象者の把握

地域ごとに支援の対象者に係る実態や支援ニーズの把握について、その手法等を検討する。

② 事業実施計画の策定及びKPI（重要業績評価指標）の設定

事業実施計画を策定し、KPIの達成に向けた実施事業の進捗管理を行う。

③ 機運醸成及び行政支援策の周知

県内の機運を醸成し、各界が一体となって、積極的な採用・処遇改善や社会参加への支援に結びつくような環境を作るとともに、就職氷河期世代本人及びその家族等に対して各種支援策の周知を図る。

④ 市町PFとの連携

市町PFの事務局を所管する福祉担当と連絡調整を図り、みえPFとの連携を図る。

・構成員

区分	構成員（機関・団体名）
経済団体	三重県経営者協会
	三重県商工会議所連合会
	三重県商工会連合会
	三重県中小企業団体中央会
労働団体	日本労働組合総連合会 三重県連合会
	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 三重支部
支援機関	若者就業サポートステーション・みえ
	社会福祉法人 三重県社会福祉協議会
	三重県ひきこもり地域支援センター
市町	三重県市長会
	三重県町村会
国・県	三重労働局
	三重県医療保健部
	三重県子ども・福祉部
	三重県農林水産部
	三重県雇用経済部

※事務局 主担当：三重労働局、副担当：三重県雇用経済部

（2）就職氷河期世代支援専門員等の配置

支援体制を強化するため、ジョブカフェ「おしごと広場みえ」に専門員2名を配置します。これらの専門員が、雇用・福祉・医療等の支援機関との連携のもと、役割分担しながら、相談から就職までの切れ目ない支援に取り組んでいきます。

○就職氷河期世代支援専門員（仮称）

- ・個人の実情に応じた個別支援計画の作成
- ・県内サポートステーション等での出張相談
- ・福祉・医療等の関係機関との情報共有
- ・適切な支援機関への誘導 等

○事業所開拓連携専門員（仮称）

- ・一次産業を含む県内の事業所を訪問し、新たな職場見学・体験先等の開拓
- ・対象者と見学先等とのマッチングの実施
- ・福祉・医療等の関係機関との情報共有 等

（3）実態調査の実施

就職氷河期世代の方々の就業形態や就労に対するニーズ、家族の形成状況、地域とのかかわりなどを把握するため、県内における就職氷河期世代の方々を対象にアンケート調査を行うとともに、福祉・医療等の支援機関と連携して、事業所及び対象者への個別ヒアリングを実施します。調査結果を活用して、より地域の実情に即した効果的な支援メニューの構築等につなげていきます。

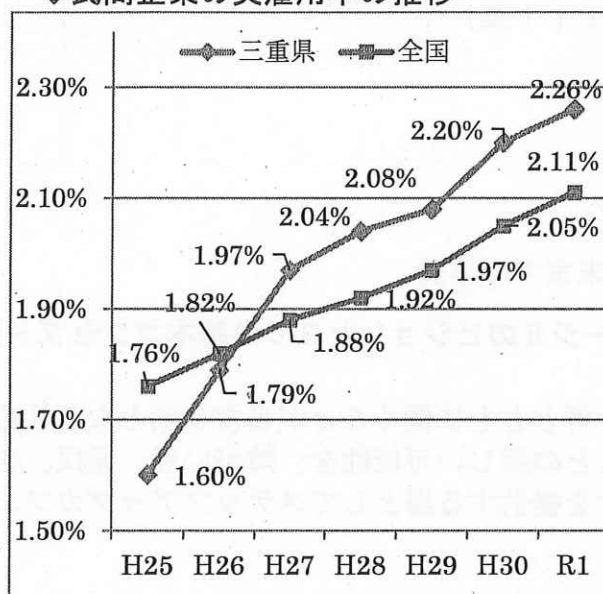
(7) 障がい者雇用の促進について

1 令和元年6月1日現在における三重県の障がい者雇用の状況について

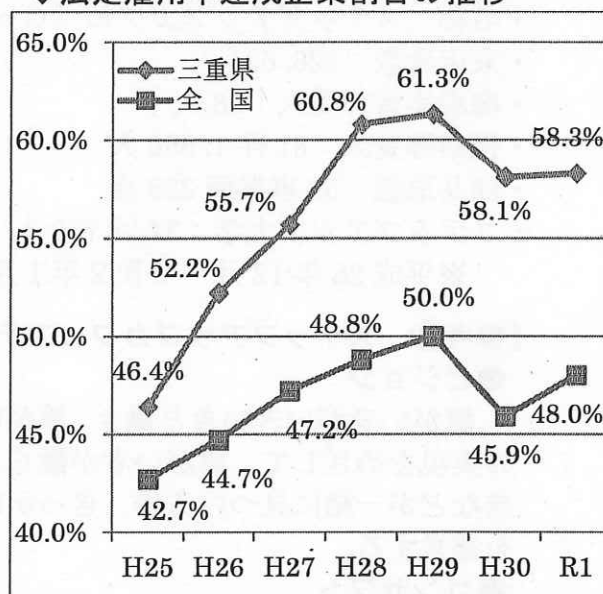
令和元年6月1日現在の県内民間企業における障がい者の実雇用率は、対前年比0.06ポイント増の2.26%となり、4年連続で法定雇用率を達成し、全国21位となっています。また、法定雇用率達成企業割合は、対前年比0.2ポイント増で58.3%となり、全国14位でした。

今後、障がい者雇用のより一層の促進に向けて、三重労働局とともに策定した「障がい者雇用推進プラン2020」に基づき、障がい者の雇用促進に向けて取り組んでいきます。

◆民間企業の実雇用率の推移



◆法定雇用率達成企業割合の推移



【「障がい者雇用推進プラン2020」の概要】

令和2年6月1日の民間企業における障害者実雇用率2.35%、法定雇用率達成企業割合61.1%を目標としています。主な取組は以下のとおりです。

- ・三重労働局と連携した雇用率達成に向けた、企業、公的機関への働きかけ。
- ・企業における障がい者が働きやすい職場づくりに繋がる取組促進。
- ・精神障がい者のさらなる雇用・職場定着を促進するためのセミナーの開催、企業等での委託訓練の積極的活用、効果的な雇用管理の仕組みの構築。
- ・ICTを活用した在宅ワークや柔軟な勤務形態など多様な選択肢の中から、自らに適した働き方を選択できる環境整備。

2 ステップアップカフェ運営事業について

ステップアップカフェについては、障がい者の働く姿を発信し、就労における実習の場として、平成26年12月に、県民の皆さんや企業の方々に障がい者雇用について理解を深めていただくことを目的に設置しました。

令和2年3月31日で当初の計画期間である5年が経過することから、これまでの成果と課題、「三重県障がい者雇用推進協議会」等での意見を踏まえ、ビジョンと3つのコンセプトを定めて、新たな取組を設定したうえで、次期の運営事業者を公募により選定しました。

今後は、運営事業者と連携し、ICTの活用、柔軟な勤務形態など先進的な働き方の導入なども行い、三重県の障がい者雇用のさらなる推進につながる一つのモデルとなるよう取り組んでいきます。

- ・運営事業者 株式会社OCK B a - m i 代表取締役 湯浅しおり(尾鷲市)
- ・名称：ステップアップカフェ だいたい食堂
※尾鷲の温暖で明るい日差しの中で育つ「みかん」をイメージし、そのような温かく笑顔のあふれる環境の中で、障がいのある方、無い方も一緒に丸く輪になって、いきいきと働くカフェをめざす。
- ・運営体制：運営責任者1人、スタッフ1人、障がい者スタッフ2人程度

【参考① これまでの取組】

- ・運営事業者 社会福祉法人朋友
- ・名称 ステップアップカフェ「C o t t i 菜」
- ・来店者数：126,634人
- ・職場実習の受入：38人
- ・視察等受入：81件1,550人
- ・商品取扱：59事業所228点
- ・ステップアップ大学：34回760人
※平成26年12月～令和2年1月末までの累計

【参考② ステップアップカフェステージⅡのビジョンと3つの基本コンセプト】

●ビジョン

障がい者がいきいきと働き、障がい者とともに働くことが当たり前となる社会の実現をめざして、障がい者が働くことの新しい可能性を、障がい者、県民、企業などが一緒に見つける場、きっかけを提供する場としてステップアップカフェを運営する。

●コンセプト

I 「出会う」

様々な人が共に働く魅力あるカフェの取組を広く情報発信し、障がい者のスタッフがいきいきと働き、新しい可能性を見つけていく姿や障がい者と一緒に働く人の姿に障がい者本人を含めた県民や企業など多くの人が「出会う」ことにより障がい者雇用への理解を促進する。

II 「深める」

実習や視察の受入れを行うとともに、障がい者が活躍するためのノウハウや、多様な関係者と連携することにより集まる情報を発信・提供し、障がい者とその家族や企業、支援機関などの関係者が「障がい者雇用」にかかる経験、知識、ノウハウを「深める」。

III 「広げる」

カフェをフィールドとして、関係者と連携し、新しいビジネスや価値の創出にもつながるような、「障がい者が働く」、「障がい者とともに働く」ための新しい仕組み、ツール、様々な働き方などにチャレンジすることにより、障がい者が働くことの可能性を「広げる」。

(8) 関西圏営業戦略について

1 策定趣旨

現行の関西圏営業戦略を改定した平成 29 年（2017）以降、関西圏における訪日外国人旅行者の増加、2025 年日本国際博覧会（以下「大阪・関西万博」という。）の開催決定、新名神高速道路の県内区間全線開通など、関西圏及び三重県の社会経済情勢が大きく変化していることを好機ととらえ、より効果的な営業活動を展開するために改定するものです。

なお、計画期間は、令和 2 年度から令和 5 年度までの 4 年間です。

2 これまでの取組の成果と今後の課題

(1) これまでの取組の成果

平成 28（2016）年度から令和元年度までの 4 年間で、「情報発信の強化」、「観光誘客」、「食の販路拡大」、「多様なネットワークの充実・強化」に取り組みました。

数値目標としていた「関西圏での企業等と連携した『三重の認知度向上』に向けて取り組んだ実践数 1,000 件」に対して、目標達成の見込みです。

(2) 今後の課題

- ① 三重県とのつながりの深い近鉄沿線にある大阪ミナミ地区と比べて三重県の知名度が低い傾向にある、京阪神エリア（大阪キタ、新大阪、北摂、神戸、京都など）での効果的な情報発信
- ② 関西を訪問する訪日外国人旅行者の三重県への誘客
- ③ 関西圏におけるビジネスマッチングの機会の拡大
- ④ 県内企業への就職を希望する関西在住大学生への効果的な情報提供
- ⑤ 関西圏での関係人口の増加に向けた取組の強化

3 基本的な考え方

(1) 関西圏営業戦略の位置づけ

三重県営業本部（本部長：三重県知事）が主体となって推進する県全体の戦略として策定するとともに、計画期間である令和 2 年度から 5 年度までは、大阪・関西万博に向けての準備と仕込みの期間として位置づけます。（令和 6 年度以降は、大阪・関西万博の実施とその後のフォローの期間と位置づけ）

(2) 営業展開の柱

人口減少や労働力不足といった社会情勢及び県内市町へのアンケートやヒアリング結果をふまえ、「U・I ターン就職及び移住の促進、企業誘致」を新たに加えて、5 つの営業展開の柱を設けました。

< 5つの営業展開の柱 >

- ① 情報発信の強化
- ② 県産品等の販路拡大
- ③ 観光誘客の促進
- ④ U・Iターン就職及び移住の促進、企業誘致
- ⑤ 関西圏のネットワークの充実・強化

(3) 取組目標及び検証

【主目標】 関西圏における戦略的な営業活動の件数(三重県営業本部が、関西圏で5つの営業展開の柱のもとで、さまざまな関係者と連携して戦略的に実施した営業活動の件数)

令和2年度～令和5年度 累計 1,700件

【副目標】 三重県産品を購入したい・観光旅行で三重へ行きたいと考えている関西圏の人の割合(アンケート調査により毎年把握)

令和5年度 70.0%

毎年度の「成果レポート」にあわせて検証し、三重県営業本部会議において進捗管理を行います。

4 戦略的な営業活動の展開

5つの営業展開の柱ごとに、取組のターゲットを「関西圏の在住者」、「関西圏への来訪者」、「関西圏の企業団体等」と明確にして、効果的な取組を進めます。

< 営業活動のポイント >

- ① 京阪神エリアにおける情報発信の強化
- ② 大阪・関西万博に向けた準備と仕込みのための取組
- ③ 関西圏の企業団体等と連携した関西圏における訪日外国人旅行者への観光情報発信

(1) 情報発信の強化

大阪ミナミ地区と比べて三重県の知名度が低い傾向にある京阪神エリアにおいて、ローカルテレビやWebメディアなどを活用するなどして京阪神エリアでの情報発信を強化し、大阪・関西万博を契機とした三重県の魅力発信に取り組むことで、三重の認知度向上・県産品の販路拡大・観光誘客等につなげます。

(2) 県産品等の販路拡大

県産食材の特性をふまえ、関西圏のホテルやレストラン等のシェフと生産者との商談会等ビジネスマッチングの機会の拡大に取り組みます。また、関西圏の商工団体等が主催する商談会の機会を活用し、伝統産業・地場産業事業者等を対象としたBtoBのサポートを実施します。

(3) 観光誘客の促進

関西圏在住者や関西圏を訪れる日本人旅行者に加え、大阪・関西万博の開催や統合型リゾート（IR）の誘致により、今後さらなる増加が見込まれる関西圏における訪日外国人旅行者を三重県に誘客します。

そのため、宿泊・滞在型の体験コンテンツを創出し、（一社）関西観光本部等と連携して訪日外国人旅行者向けWebサイトを活用するなど、本県の宿泊・滞在型の体験コンテンツ等の観光情報発信を充実させます。

(4) U・Iターン就職及び移住の促進、企業誘致

若者の県内就労を促すため、就職支援協定締結大学と連携したWebによる県内企業の魅力発信及びインターンシップへの参加促進や、締結大学が主催する保護者会等への参加による県内企業の情報提供などの取組を実施します。

また、大阪ふるさと暮らし情報センターと連携した移住相談会を開催するなど、市町と連携したきめ細かな移住相談対応や三重の暮らしの魅力発信に取り組めます。

さらに、企業誘致活動については、大阪・関西万博や統合型リゾート（IR）を見据え、急増する訪日外国人旅行者の取り込みなどに向け、外資系も含めたホテルの誘致にも取り組めます。

(5) 関西圏のネットワークの充実・強化

大阪・関西万博に向けた三重の魅力発信等の取組を行うにあたり、重要なパートナーとなる県人会、高校同窓会、総領事館・弁事処等とさらなる連携強化を行うほか、三重県に関心を持つ「コアな三重ファン」で、関西在住の若者を対象とした新たなネットワークづくりに取り組み、三重県の関係人口増加に向けた取組を強化します。

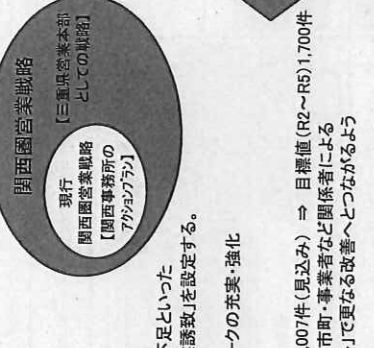
5 今後の対応

3月下旬の三重県営業本部会議（本部長：三重県知事）において本戦略を策定し、市町・関係団体等と連携しながら、オール三重で関西圏において積極的な営業活動を展開していきます。

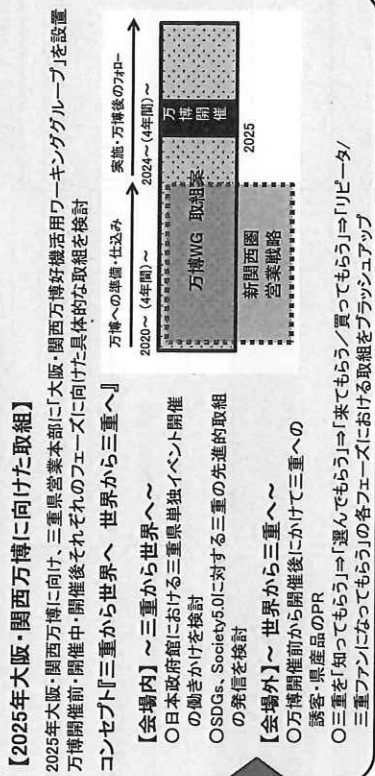
関西圏営業戦略の概要(案)

改定のポイント

- 1) 関西圏営業戦略の位置づけ
 - 県全体の関西圏営業戦略として、三重県営業本部が主体となって推進
 - 計画期間は、2020(令和2)年度から2023(令和5)年度までの4年間
 - ⇒ 「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画」等と整合を図るとともに、万博への準備・仕込み期間として位置づける
- 2) 営業展開の柱
 - 現行営業戦略の柱を基本とし、本格的な人口減少社会や深刻な労働力不足といった社会情勢を踏まえ、新たな柱として「U・イターン就職及び移住の促進、企業誘致」を設定する。
 - ⇒ ①情報発信の強化、②県産品等の販路拡大、③観光誘客の促進、④U・イターン就職及び移住の促進、企業誘致、⑤関西圏のネットワークの充実・強化
- 3) 目標の設定・営業活動のサイクル
 - 「みえ県民力ビジョン」第三次行動計画に寄与する目標の設定
 - 関西圏における戦略的な営業活動の件数(累計) 現状値(H28~R1)1,007件(見込み) ⇒ 目標値(R2~R5)1,700件
 - 関西圏の現場の市場ニーズを的確にキャッチアップし、県庁各部署、県内市町、事業者など関係者による「実践、フィールドワーク、検証(売上、成果、市場の評価、改善等)のサイクル」を定期的なサイクルとして位置づける
 - その他



「大阪万博WG」での検討



関西圏営業戦略の構成

第1章 はじめに

- 1 関西圏営業戦略の策定趣旨
- 2 計画期間
- 3 関西圏における社会経済情勢の変化
 - (1) 訪日外国人旅行者(来日、「インバウンド」という)の増加
 - (2) 大阪・関西万博の開催
 - (3) 大阪府・市による統合型リゾート(IR)の誘致
 - (4) ワールドマスターズゲームズ2021(関西圏の開催)
 - (5) その他
- 4 関西圏に関わる県内の情勢変化
 - ア 大阪・京都でのホテル開発
 - イ 夢洲から近鉄奈良線経由、大阪線への直結アクセスの整備
 - ウ 「うめきた2期」地区の開発
 - エ 大阪の南北を結ぶ「なにわ筋線」の建設
- 5 関西圏に関わる県内の情勢変化
 - (1) 新名神高速道路の開通(2019)
 - (2) 改定に準ずる伊勢神宮への参拝者の増加(2019)
 - (3) 第9回太平洋・島サミット(2021)
 - (4) 三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催(2021)
 - (5) リニア中央新幹線(東京～名古屋間)の開業(2027)

第2章 これまでの取組の成果と今後の課題

- 1 これまでの取組の成果
 - (1) 現行の関西圏営業戦略における目標の達成度
 - 関西圏での企業等と連携した三重の認知度向上に向けて
 - 取り組んだ実践(平成28年度～平成31(令和元)年度(累計))
 - 目標:1,000件 ⇒ 実績(見込み):1,007件
 - 取組の柱ごとの実績(4年間の主な成果)
- 2 今後の課題
 - (1) 県の課題認識
 - 大阪キタ、新大阪、北摂、神戸、京都など京阪神エリアでの情報発信強化
 - 新名神高速道路の開通効果の認知度向上
 - 関西圏で増加するインバウンドの三重県への誘客
 - 関西圏におけるビジネスマッチング機会の拡大
 - 関西在住大學生に対する県内企業等の情報提供の充実
 - 三重に開く「商工団体等へのアンケート」及びヒアリング結果
 - (2) 関西圏の企業・団体等へのヒアリング結果

第3章 基本的な考え方

- 1 関西圏営業戦略の位置づけ
 - 三重県営業本部が主体となり、県全体の戦略として位置づける
 - 計画期間である2020(令和2)年度から2023(令和5)年度までの4年間は、万博への準備・仕込みの期間とする
 - 「みえ県民力ビジョン」が掲げる基本理念「県民力ためます」幸福実現日本一」の三重を具体化
- 2 めざすべき将来像とキヤッチフレーズ
 - I 関西圏で三重県の認知度が定まっている
 - II 関西圏で県産品等の販路が拡大している
 - III 関西圏からインバウンドを含む多くの観光客が三重県に訪れ宿泊している
 - IV 関西圏からのU・イターン就職、移住や関西圏企業による県内投資が増えている
 - V 関西圏でのネットワークが充実・強化されている
- 3 営業展開の柱と取組目標
 - (1) 営業展開の柱
 - ① 情報発信の強化
 - ② 県産品等の販路拡大
 - ③ 観光誘客の促進
 - ④ U・イターン就職及び移住の促進、企業誘致
 - (2) 取組目標
 - 【主目標】関西圏における戦略的な営業活動の件数 令和2年度～令和5年度 累計1,700件
 - 【副目標】三重県産品を購入したい観光客が三重へ行きたいと考えている関西圏の人の割合 令和5年度 70.0%

第4章 戦略的な営業活動の展開

- 1 情報発信の強化
 - ① 新聞記事掲載に連動してつなげるマスコムキヤッチャランの実施
 - ② ローカルメディア・番組を活用した京阪神エリアでの情報発信の強化
 - ③ 関西圏のWebメディアを活用したコンテンツマーケティングの実施
 - ④ 三重の応援店舗、U・イターンの登録ユーザーに対する情報発信
 - ⑤ 三重の応援店舗、U・イターンの応援店舗等による情報発信
 - ⑥ 関西圏のコアな三重ファンによる主体的な情報発信・拡散
- 2 県産品等の販路拡大
 - ① ホテル、レストラン、スーパーなどのシェフやバイヤー等を対象とした県内生産者の三重県フェアの実施
 - ② 県内生産者の三重県フェアを通じて県産食材、地場産品、伝統工芸品等の継続取引の拡大
 - ③ 県産食材等の特性をふまえた関西圏でのビジネスマッチング機会の拡大
 - ④ 関西圏の企業との連携による新商品の開発及び新たな物流流通の構築
 - ⑤ 関西圏におけるマーケティング機能の強化
- 3 観光誘客の促進
 - ① 関西圏の在住者や旅行会社等に対する新名神高速道路の開通効果のPR強化
 - ② 京阪神の豊後園などにターゲットを絞った関西圏の旅行会社への営業活動の強化
 - ③ 三重とこわか国体、三重とこわか大会をはじめ県内スポーツイベントを生かした誘客促進
 - ④ 教育旅行、サークル研修等の誘致
 - ⑤ 本県への宿泊、リゾート、滞在時間の増加につながる体験コンテンツの創出・確立と売り込み強化
 - ⑥ 近畿グループ等と連携したFIT誘客プロジェクトの強化
 - ⑦ 関西圏光部等が運営するインバウンド向けWebサイトと連携した三重県情報発信強化
 - ⑧ ワールドマスターズゲームズ2021(関西圏)大阪・関西万博開催までの仕込み・準備として、空港や駅、大阪・京都で増加する高級ホテル等での三重県の情報発信強化
 - ⑨ MICEの主催者となり得るキーパーソンに対する営業活動
- 4 U・イターン就職及び移住の促進、企業誘致
 - ① 就職支援協定締結大学等と連携した、県内企業の魅力発信や県内企業へのインターンシップの促進、締結大学が主催する保護者等会への参加
 - ② 大阪ふるさと暮らし情報センターと連携したきめ細かな相談対応と移住相談デスクの充実・強化
 - ③ 関西圏に本社がある企業や、ティップロッパー等に対する誘致活動の強化、ホテル(外資系を含む)の誘致
- 5 関西圏のネットワークの充実・強化
 - ① 県人会、高校同窓会との連携強化
 - ② タイ、台湾、ベトナムなどの総領事館等との連携強化による県内企業の海外販路拡大、人材の相互交流等
 - ③ 関西経済界との連携強化
 - ④ コアな三重ファンの新たなネットワークの構築

関西圏営業戦略のターゲット別取組

新報の取組
波及効果
大枠・本字は万博に向けた取組

ターゲット	1 情報発信の強化	2 県産品等の販路拡大	3 観光誘客の促進	4 U・ターン就職及び移住の促進、企業誘致	5 関西圏のネットワークの充実・強化
関西圏の在住者	<p>①マスメディアによる新聞記事への掲載</p> <p>②関西圏のテレビ番組を活用した情報発信</p> <p>③Webメディアを活用したTVモニターモニター</p> <p>④メルマガやSNSを活用した情報発信</p> <p>⑤三重の応援店舗、応援企業等と連携した三重県情報の発信</p> <p>⑥(再掲)関西圏のテレビ番組を活用した情報発信</p> <p>⑦(再掲)三重の応援店舗、応援企業等と連携した三重県情報の発信</p> <p>⑧「三重の応援団」などコアな三重ファンによる三重県情報の発信・拡散</p>	<p>物産と観光の複合的なPR・情報発信</p>	<p>⑤本県への宿泊、リゾート、滞在時間の増加につながる体験コンテンツの創出・磨き上げ</p> <p>①新名神高速道路の開通効果PR</p> <p>②関西圏の旅行会社の顧客ニーズに対応した営業活動</p> <p>③県内スポーツイベントを生かした誘客促進</p> <p>④教育旅行、サークル合宿等の誘致</p>	<p>①U・ターン就職の促進</p> <p>②移住の促進</p>	<p>④「コアな三重ファン」の新たなネットワークの構築</p>
国内	<p>関西以西からの旅行者</p>		<p>⑤九州・中国・四国地方を管轄する旅行会社への営業活動</p>		
関西圏への来訪者	<p>東アジア・東南アジア圏からの旅行者</p> <p>欧米圏からの旅行者</p>	<p>それぞれのターゲットに応じた「タビマエ」での情報発信</p>	<p>⑦関西圏の観光情報サイトを活用した三重県情報の発信【タビマエ・タビナカ対応】</p> <p>⑧インバウンド向け観光案内の充実【タビナカ対応】</p> <p>⑨関西圏のインバウンド向けの旅行会社等に対する体験コンテンツの取組み強化</p> <p>⑩江蘇グループ等と連携したFIT誘客プロモーション</p> <p>⑪関西圏観光本部や大阪観光局と連携した広域周遊プロモーション</p>		
関西圏の企業・団体等	<p>県人会、高校同窓会(三重ゆかりの方々)による情報発信</p> <p>(再掲)三重の応援店舗、応援企業等と連携した三重県情報の発信</p> <p>関西経済連合会(三重県サポーター)による情報発信</p>	<p>①県内生産地ツアーの実施</p> <p>②三重県フェアの開催</p> <p>③ビジネスマッチング制度の拡大</p> <p>④企業と連携した新商品開発及び新たな物流網の構築</p> <p>⑤マーケティング機能の強化</p>	<p>⑫大阪、京都で増加する高級ホテルにおける観光案内の強化</p> <p>⑬MICEの主権者となり得るキーパーソンに対する営業活動</p>	<p>③外費系を含むホテルの県内誘致</p> <p>③企業誘致の促進</p>	<p>①県人会、高校同窓会との連携強化</p>
		<p>県内企業の海外販路拡大、海外企業の県内投資促進、グローバル人材の相互交流、各国要人の来県を働きかけ</p>			<p>③関西経済界との連携強化</p> <p>②総領事館・弁事処等との連携強化</p>

(9) 令和2年度の首都圏営業拠点「三重テラス」の取組について

首都圏営業拠点「三重テラス」は、平成30年度から令和4年度までの5年間で「三重テラス第2ステージ」と位置づけ、めざすべき方向性を定めて運営改善に取り組んでいます。

令和2年度から令和3年度にかけて、「東京2020オリンピック・パラリンピック大会」、「第9回太平洋・島サミット」、「三重とこわか国体・三重とこわか大会」など、県内外でビッグイベントが催されます。

そこで、こうした機会をとらえ、三重テラスから効果的に三重の魅力を発信します。

<三重テラス第2ステージ めざすべき4つの方向性>

- 1 三重テラスのブラッシュアップ
- 2 さらなる販路拡大
- 3 効果的な情報発信
- 4 ネットワークの強化と協創

(1) 三重テラスにおける東京オリパラに関する取組

- ① 首都圏を訪れる多くの訪日外国人旅行者が、「三重に行きたい」と考え、SNS・口コミでも三重の魅力を拡散してもらえよう、オリンピック期間中は、外国人に人気のコンテンツである“忍者”をテーマとするイベントを実施することで、訪日外国人旅行者を三重テラスへ誘引し、併せて三重を代表する観光・歴史・文化などを伝えます。
- ② オリンピック・パラリンピック期間中は、競技をLIVE中継するパブリックビューイングを開催し、三重県ゆかりの選手を応援することで、三重ファンの拡大につなげます。
- ③ パラリンピック期間中は、障がい者スポーツの普及・啓発につながるイベントを開催します。
- ④ 東京オリパラ後の9月末に開催する「三重テラス7周年記念感謝祭」への出場選手・関係者の参加や、メダリスト祝賀パレードも活用するなど、積極的にメディアの発信に取り組みます。

(2) 首都圏における東京オリパラ関連事業との連携

- ① 「応援村 OVEN-MURA」や「東京の産業等の魅力発信イベント（東京都主催）」など関連イベントと三重テラスの取組を連携させることで、来館者数の増加につなげます。
- ② 日本橋周辺の企業・商業施設や他県アンテナショップなど、これまで構築してきたネットワークを生かして協力・連携することで、効果的な情報発信を展開します。

(3) 令和3年度の県内ビッグイベントを契機とした魅力発信

令和3年度に開催される「三重とこわか国体・三重とこわか大会」に加えて、新たに志摩市での開催が決定した「第9回太平洋・島サミット」など、県内のビッグイベントに関する情報や開催地域を紹介することで三重県の魅力を発信します。

令和2年度 三重テラスイベントスケジュール

	4月～6月	7月	8月	9月	10月	11月～3月
東京オリパラ2020大会 スケジュール	◀▶ 三重県内聖火リレー 4/8-4/9	◀▶ オリンピック 7/24開会 8/9閉会	◀▶ パラリンピック 8/25開会 9/6閉会		★メダリストパレード ※リオ五輪は10/7	
三重テラス忍者イベント&障がい者スポーツイベント		◀▶ 忍者イベント 7/11-8/24	◀▶ 障がい者スポーツイベント 8/25~9/6頃			
三重テラスパブリックビューイング		◀▶ 7/24~8/9	◀▶ 8/25~9/6			
三重テラス7周年記念感謝祭				◀▶ 9月末~10月初		
「三重とこわか国体・三重とこわか大会」・「太平洋・島サミット」PR						◀▶ 年度後半に実施予定
三重テラス外	応援村 OUEEN-MURA (場所：未定...都内各所)	◀▶ 7/24~9/6				
	東京の産業等の魅力発信イベント (場所：有楽町駅前、日比谷公園)	◀▶		全国特産品販売 7/24~9/6 (場所：有楽町駅前)		
			◀▶ PRブース出展 8/7~8/9 (場所：有楽町駅前)			
			◀▶ ステージイベント 8/7~8/9 (場所：有楽町駅前)			
			◀▶ フードイベント 8/6~8/9 (場所：日比谷公園)			

(10)「みえICT・データサイエンス推進構想」について

1. 策定の趣旨

少子化を背景とする人口減少が進む一方で、長寿命化に伴う高齢化社会へのシフトが進んでおり、こうしたことを背景に、生産年齢人口の減少による労働力不足や、過疎化による地域の担い手不足・活力低下など、様々な課題が生じています。

一方、第四次産業革命の進展にともない、産業・就業構造の大転換の可能性の増大やグローバル競争の激化など、県内産業を取り巻く状況が大きく変わりつつあり、企業の生産性向上は喫緊の課題となっています。

Society 5.0を見据えた取組が進められる中で、世界経済やイノベーションを支える「エンジン」である「データ」並びにその収集・活用を支えるツールとなるICTの活用は、様々な社会の課題解決に大きな効果を発揮するものと期待されています。

そこで、「Society 5.0」の視点を取り入れた「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画」のめざす社会像を見据え、ICT・データの活用による生産性向上や、新商品・サービスの創出による地域経済の活性化、さらにそれを地域課題の解決にも結びつけることを目指し、「みえICT・データサイエンス推進構想」を策定することとしました。

2. 構想の基本的な考え方

本構想では、2つの視点から取組を進めることとしています。

① あらゆる分野におけるICT・データの活用促進により地域経済を元気に

ロボット・AIの活用による省人化や、電子タグを使った商品管理による効率化など、ICTやデータの活用は、企業における労働力不足の解消、生産性の向上につながります。また、経済活動に関するデータ、自然環境に関するデータ、ヘルスケアに関するデータなど多種多様なデータを収集・分析し、新たな知見や価値ある情報を引き出すことは、新商品・サービスの創出につながります。こうしたICT・データ活用の取組を促進することで、地域経済の活発化につなげます。

② ICT・データを活用した地域の様々な主体の協創により、地域課題を解決

高齢者や児童の見守り、オンデマンドバス等、共創によるICT・データを活用した地域課題解決の取組が始められており、こうした取組が様々な分野・県内の地域で展開されるよう、行政はもとより、企業、高等教育機関、住民等様々な主体が協力し、ICT・データを活用することで、地域課題の解決を図っていきます。

三重県の特性を活かしながら、ICTやデータを最大限活用することにより、住む人、訪れる人の幸福実感が向上するよう取組を進めます。

3. 取組方針

本構想は、以下の3項目を取組の柱とし、県内におけるICT活用とデータ活用を両輪として取り組みます。企業をはじめ様々な地域の主体にICTやデータを活用する取組を促すことで、様々な分野で幅広くプロジェクトが展開されるよう取り組みを進めます。

① 企業や地域で活躍するICT人材・データ活用人材や情報通信産業の育成

ICT・データの活用を進めるためには、企業経営者の意識やICT・データに関するスキルを持つ人材の存在が重要なポイントとなることから、意識改革を促すセミナーやIoTに関するワークショップ等を開催します。

また、ICT・データ活用人材の活躍の場ともなり、企業のICT・データ活用に重要な役割を担う情報通信産業の誘致・育成にも取り組みます。

② 地域特性を活かす視点をふまえたプロジェクトの支援・推進

四日市コンビナートやエレクトロニクス産業の高い集積や、ICT・データの活用について独自の学習に取り組まれている教育機関が人材育成において実績を上げていること、地域BWAが県内に幅広く展開していることなど、三重県の地域特性を生かしたICT・データ活用プロジェクトを支援・推進します。

市町や企業におけるICT・データ活用の促進に向けた意識啓発や、県内の実証フィールドとしての積極活用、ベンチャー企業等による実証事業誘致などに取り組み、プロジェクトの取組を加速させます。

③ 推進体制・基盤の構築

本構想を県内全域で産学官の連携により推進するため、「みえデータサイエンス推進協議会（仮称）」を設立します。また、産学の有識者で構成する有識者ネットワークを構築し、プロジェクトに対する助言・支援等を行います。

4. 構想策定の経緯

令和元年	7～8月	骨子案策定
	9月3日	第1回有識者会議開催 (現状認識、課題、取組方向について議論)
	9～12月	中間案策定
	11月6日	第2回有識者会議開催 (具体的な取組について議論)
令和2年	1月7日	第3回有識者会議開催 (目指す姿、三重県らしさ等について議論)
	3月末	策定・施行
	5月	協議会設立

みえICT・データサイエンス推進構想 - デジタル活用で拓く地域の未来 - (概要)

はじめに

1 構想策定の背景

- 社会を取り巻く状況の変化
(第四次産業革命、Society5.0、SDGs、データの価値)

2 構想策定の主旨

- 県の取組方針 (みえ県民カビジョン・第三次行動計画、みえ産業振興ビジョン)をふまえた構想
- 経済の活性化や社会的課題の解決にデータを活用する重要性が増大

第1章 構想の基本的な考え方

1 あらゆる産業分野におけるICT・データの活用促進により地域経済を元気に

- ① 労働力不足対策、生産性向上などの課題をICTの力で解決
- ② データから新たな知見を発見、これまでにない商品・サービスが創出
- ③ 県内企業において、ICT人材等の活躍の場が拡大

2 ICT・データを活用した地域の様々な主体の協創により、地域課題を解決

- ① 企業が展開する新たな事業が、地域課題解決に貢献
- ② 地域住民との協働による取組で、地域課題の解決が加速

三重県の特性を活かしながら、ICTやビッグデータを最大限に活用することで、三重県に住む人、また三重県を訪れる人の幸福実感の向上を図る。

- ◆ イノベーションを支える新たな価値の創出が進む三重県を見据えて
- ◆ 様々な地域課題の解決に貢献する人材が集積する三重県を取り組む

設定指標	目標値			
	参考値 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度
データ活用プロジェクト創出・支援数 (累計)	—	2件	5件	8件
地域住民が参画した取組数	—	2件	3件	5件
ICT/IoTの導入・活用が実現し、業務改善、生産性向上、労働力不足の解消等につながった企業の数 (累計)	—	3件	7件	12件
ICT人材等育成数	50人	50人	50人	50人

第2章 取組の方向性

1 企業や地域で活躍するICT人材・データ活用人材や情報通信産業の育成

2 地域特性を活かす視点をふまえたプロジェクトの支援・推進

【地域特性】

- ① エレクトロニクス産業の集積
(交通、消費、医療、福祉等生活環境をトータルにデザインしたまちづくり等)
- ② 四日市臨海部工業地帯 (保守・点検の効率化、現場従業員の健康管理等)
- ③ 県内で進む自動運転実証実験
- ④ 県内に広く展開する地域BWA
- ⑤ 利用率が高いキヤッシュ決済 (全国4位、「三重県キャッシュレス推進方針」)
- ⑥ 高等教育機関等の特徴的な取組 (地域連携PBL等)
- ⑦ 三重県IoT推進ラボの活動 (IoTによる生産性向上、ICT人材の育成)

3 ICT活用やデータ活用の取組を推進する環境の整備

構想の推進母体の設立

「三重県官民データ活用推進計画(仮称)」に基づく行政データのオープン化の推進

第3章 取組内容

1 人材の育成と情報通信産業の誘致・育成

- ① 企業経営者層を対象とするセミナー等の開催
- ② 人材育成の実施 (リカレント教育、STEAM教育)
- ③ 情報通信産業の誘致・育成

2 データ活用プロジェクトの創出・推進

- ① 市町、企業等におけるデータ活用の促進
- ② 地域特性を活かした実証フィールドの積極的活用やベンチャー誘致等による加速化
 - ・ 商工、観光、医療・健康、防災、まちづくりなど各分野におけるデータ活用
 - ・ 水産、まちづくり分野における実証フィールドとしての活用
 - ・ 実証フィールドへのベンチャー等の誘致による課題解決の加速化
- ③ シビックテックとの連携

3 推進体制・基盤の構築

- ① 協議会の設立 (「みえデータサイエンス推進協議会(仮称)」を設立し、「三重県IoT推進ラボ」の一体化により、データ活用とICT活用を両輪として推進)
- ② データ活用プロジェクト支援機能の構築 (有識者ネットワークによる助言・支援等)
- ③ 進行管理 (PDCAサイクルを構築し、進行管理、見直し、改善)

(11) 空の移動革命促進事業について

1 「空飛ぶクルマ」について

国においては、平成30年12月、「空飛ぶクルマ」の実現に向けたロードマップを取りまとめました。このロードマップにおいて、「物の移動」「地方での人の移動」「都市での人の移動」のほか、「災害対応」「救急」「観光」等への利活用が想定されています。

また、事業者による利活用の目標として、2019年に試験飛行・実証実験等、2023年に事業スタート、2030年代に実用化の拡大が定められています。

三重県においても、新たなテクノロジー「空飛ぶクルマ」を活用して、交通、観光、防災、生活等の様々な地域課題を解決し、地域における生活の質の維持・向上を図るとともに、新たなビジネスの創出をめざし、空の移動革命促進事業に取り組んでいます。

2 直近の取組

(1) 導入に向けた調査

三重県内で無人航空機を活用した先進的な実証実験を行い、事業展開に向けた課題、法令及びインフラ整備等の課題、地域の意見等を調査し、三重県において事業化しやすい環境づくりに繋げることを目的とした調査委託事業（物流編、産業編）を実施しました。

① 「空の移動革命」実現に向けた調査業務委託（物流編）

間崎島（志摩市）の住民からの注文を受け、マックスバリュ鶴方店の商品を鶴方浜公園から間崎島開発総合センターまでドローンにより配送を行う実証実験を実施しました。

また、実証実験に先立ち、1月10日（金）には、鈴木知事、竹内志摩市長、楽天株式会社の安藤常務が立ち合いのもと、実証実験説明会及びデモンストレーションを実施しました。

受託者：楽天株式会社

実施期間：令和2年1月15日（水）から19日（日）の計5日間

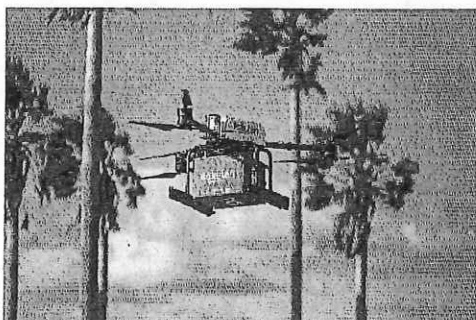
飛行区間：鶴方浜公園から間崎島開発総合センターまでの約5.5km

使用機体：サイズ 幅160cm×高さ60cm

積載重量 5kg 飛行可能時間 40分

5日間の実証実験で計12件の配送を行ったところ、総菜や青果の注文が多く、利用者からは「夢のようだ」、「待ち望んでいた」との声をいただいています。また、風や雨等の天候の影響を受けること、飛行可能なルートに制限があること、ビジネス化にはコストダウンが必要であること等の課題が明らかになりました。

【間崎島での飛行】



【商品の受け渡し】



② 「空の移動革命」実現に向けた調査業務委託（産業編）

熊野市、南伊勢町、鳥羽市の沿岸部において、ドローンによる目視内及び目視外の自動飛行を行い、ドローンの飛行に対する速度、高度及び風速等の影響をはじめとした技術的な実証を行うとともに、観光施設を利用される方や地元事業者の方の声をお聞きし、将来的な観光業での利用に向けた情報収集を行いました。

受託者：みえ「空の移動革命」社会実装共同事業体

（株式会社JTB三重支店、株式会社テラ・ラボ）

使用機体：サイズ 1,133mm（対角寸法）

積載重量 6kg 最大飛行時間 32分

【熊野市での実証実験】

日時：令和元年11月6日（水）

飛行区間：熊野市井内浦農村公園

内容：公園内における目視内自動飛行。

【南伊勢町での実証実験】

日時：令和元年12月17日（火）

飛行区間：南伊勢町みどりの一里塚公園及び宿田曾漁港内（水域含む）

内容：みどりの一里塚公園及び宿田曾漁港を離発着地点とし、葛島及び宿田曾漁港周辺への目視外自動飛行。

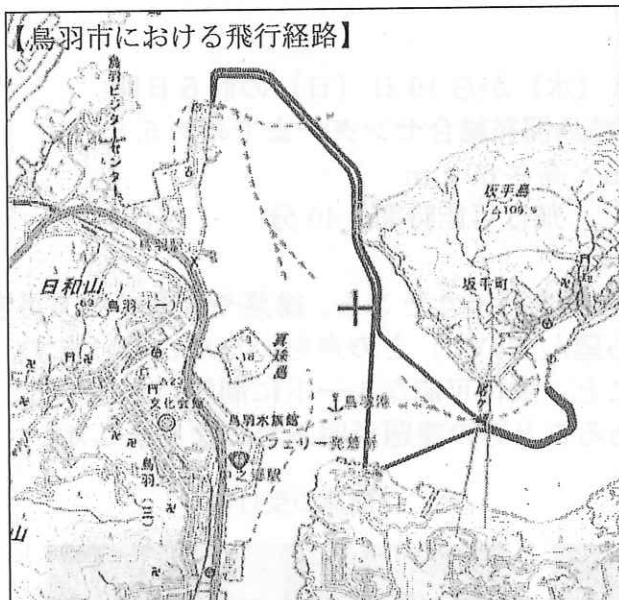
【鳥羽市での実証実験】

日時：令和2年1月30日（木）

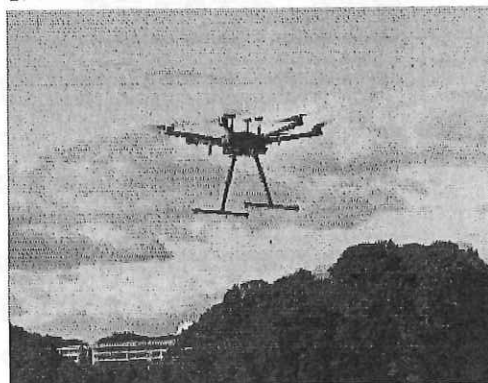
飛行区間：鳥羽マリンターミナル、坂手漁港付近、鳥羽シーサイドホテル付近

内容：鳥羽マリンターミナルかもめ広場を離陸し、坂手漁港（鳥羽市坂手島）及び鳥羽シーサイドホテル（鳥羽市安楽島町）を巡り、かもめ広場に帰還する目視外自動飛行。

当日は、渡邊副知事、中村鳥羽市長立ち合いのもと、セレモニーを実施。



【鳥羽マリンターミナルへの着陸】



3市町における実証実験により、速度、高度及び風速等の飛行に与える影響をはじめとした技術的な情報を収集しました。また、観光施設を利用される方や地元事業者の方からは、アクセスが難しい場所への訪問や、眺望・景色を楽しむことへの期待が寄せられた一方で、安全・プライバシーへの配慮、安全性の確保及びコストダウンの必要性などの課題が明らかになりました。

(2) シンポジウム開催

「空飛ぶクルマ」により得られる効果、将来の交通手段の姿、新たなビジネスの可能性等を広く周知し、地域社会における受容性の向上と県内における新ビジネス展開につなげるため、有識者や関係事業者等を迎え、シンポジウムを開催しました。

日時：令和2年2月13日（木）14時00分～17時00分

会場：四日市商工会議所（三重県四日市市諏訪町2-5）

参加者：125名

- 内容：①オープニングトーク 「空飛ぶクルマが創る地域の未来」
②基調講演 「空の移動革命に向けて」
③基調講演 「空の移動革命を推進する環境整備への取組み」
④基調講演 「ANAが目指すドローン/エアモビリティの未来」
⑤トークセッション 「空を活用したビジネスの創出に向けて」
⑥三重県における実証実験の取組について



(3) ロードマップ策定

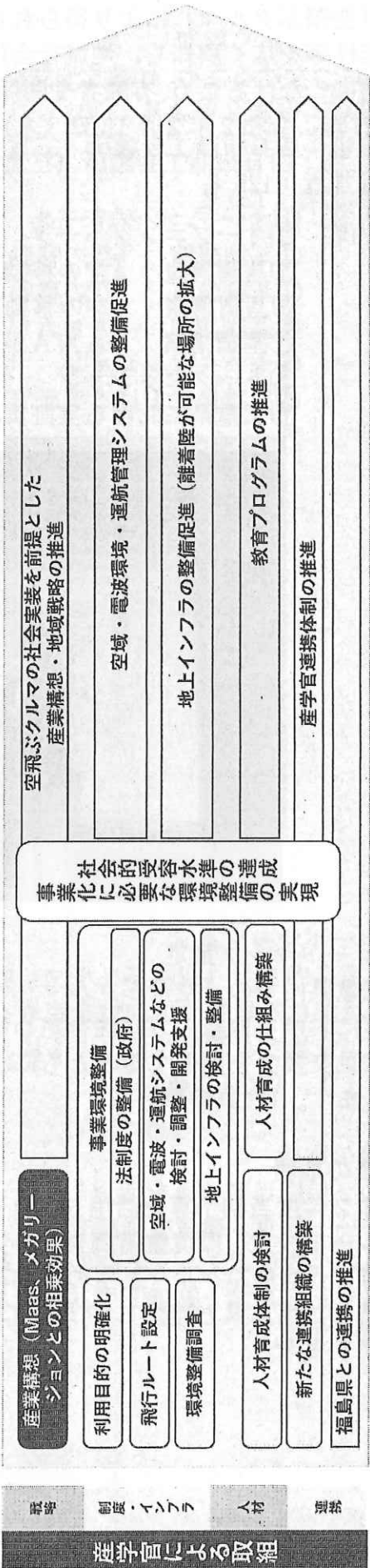
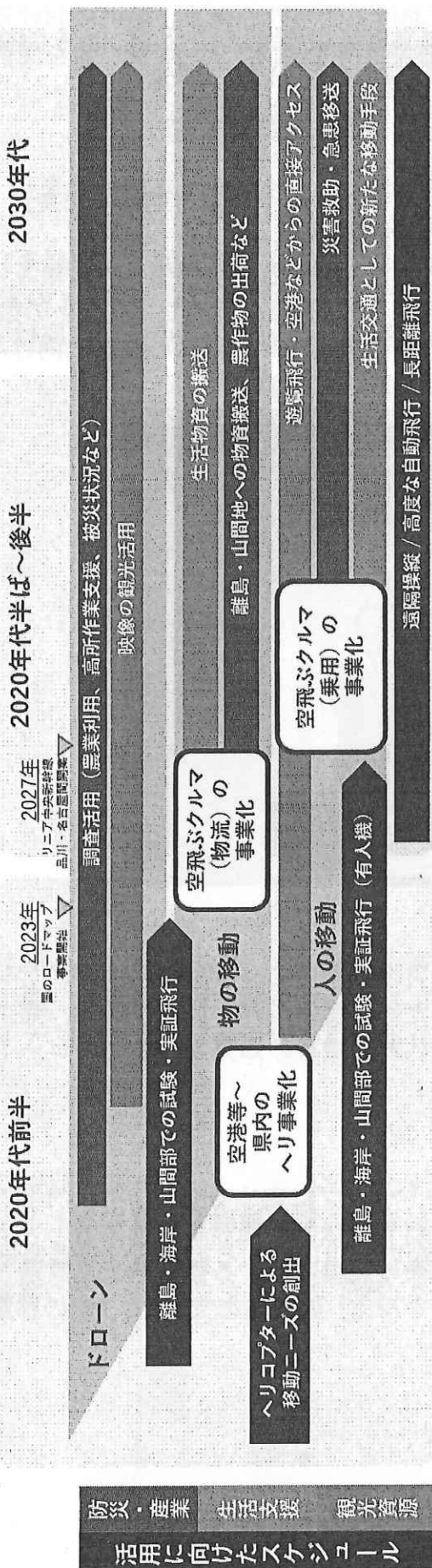
三重県内での「空飛ぶクルマ」の実現に向けて、活用に向けたスケジュール、産学官における取組の方向性を定めるため、関係市町、民間事業者、商工団体を交えた意見交換会を開催するとともに、外部有識者の知見をふまえ、ロードマップを策定します。（次頁参照）

3 今後の取組

令和2年度当初予算を活用し、ロードマップに定める2020年代前半の取組である飛行ルート設定、環境整備調査及び人材育成体制の検討等を進めるとともに、令和元年8月に「空飛ぶクルマと空の移動革命の実現に関する福島県と三重県との協力協定」を締結した福島県と連携して「空飛ぶクルマ」の開発を支援し、「空の移動革命」の実現を図ります。

空飛ぶクルマ
三重県版ロードマップ

三重県は、空飛ぶクルマの試験・実証フィールドの提供を通じてその事業化を促進し、地方発の新しいビジネスの創出や、移動革命による社会構造の再構築により、豊かな近未来社会の創造に取り組めます。



(12) みえ食の“人財”育成プラットフォームの設立について

1 現状と課題

本県の食関連産業は第1次産業から第3次産業まで裾野が広く、県内全事業所の5つに1つ、県内全労働者の6人に1人が食関連産業であるなど、本県における重要な産業の一つです。

一方で、一般的に給与水準が低く労働時間が長いことなどから、従業員の定着率が低く、人材の確保は厳しい状況となっています。

また、他産業に比べて生産性が低く、新商品の開発や新たな付加価値の創出などに取り組める人材が求められています。

こうした課題を解決し、食関連産業が将来にわたって成長を続けるため、魅力ある職場づくりによる人材の確保とあわせ、新たな価値の創出や販路を開拓できる人材の育成を図る必要があります。

2 これまでの取組

みえの食の将来を担う人材育成を図るため、産学官で構成する「みえ食の“人財”育成推進会議」（平成30年3月～平成30年12月までに4回開催）において、食の人材育成における現状と課題について検討を行いました。

また、「みえ食の“人財”育成プラットフォーム準備会議」（平成31年3月～令和2年2月までに20回開催）を設置し、人材の確保および新たな価値を創出する人材の育成等に取り組む「みえ食の“人財”育成プラットフォーム」（令和2年3月設立）の組織体制や具体的な取組内容について検討を行いました。

3 みえ食の“人財”育成プラットフォーム（以下、「プラットフォーム」と記載）

(1) 概要

農林水産事業者、食品製造事業者、宿泊・飲食サービス事業者をはじめ、大学、調理専門学校、高校、県など、食に関わる産学官が従来の枠組みを超えて連携し、「みえの食」に携わる人材の確保・育成に取り組めます。

(2) 取組内容

プラットフォームでは、

- ・食関連産業の新たな価値創出を担う人材の育成
- ・食関連産業の将来を担う人材の確保

を取組の柱とし、食関連産業に従事する従業員の資質やモチベーションの向上、企業間および学生・生徒とのネットワーク構築、食関連産業に携わりたいと考える若者の確保等につながる様々な取組を実施します。

(3) プラットフォーム設立に向けたスケジュール

令和元年12月 食の人財育成シンポジウム開催
令和2年3月 プラットフォーム設立総会
令和2年4月 プラットフォーム取組開始

<参考>食の人財育成シンポジウム開催結果

1 目的

本シンポジウムを通して、みえの食の未来と人材育成について考える機会とするとともに、プラットフォームの機運醸成・会員獲得を図る。

2 開催日時

令和元年12月16日(月) 14時から16時

3 開催場所

アスト津 アストホール

4 参加者 147名

5 開催内容

○第1部

・パネルディスカッション

テーマ：「活躍できる場として若者等から選ばれる食関連産業」

パネリスト：ヤマモリ(株) 代表取締役社長執行役員 三林 憲忠氏

(株) グリーنز 常務取締役 榊枝 誠氏

割烹西むら 店主 西村 雅也氏

埼玉大学基盤教育センター 教授 石阪 督規氏

三重大学生物資源学部 3年 森 真実氏

三重調理専門学校 1年 東尾 皁平氏

・コーディネーター：三重県知事 鈴木 英敬

○第2部

・みえ食の“人財”育成プラットフォームの紹介

○第3部

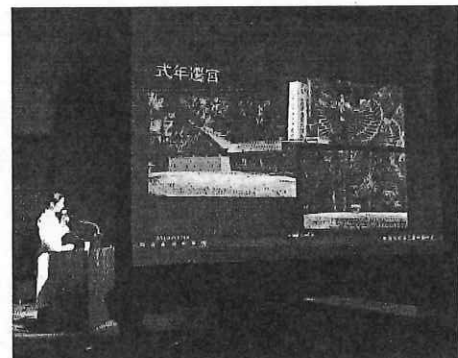
・基調講演

テーマ：「みえの食に対する思いとみえの食の未来」

講演者：志摩観光ホテル 総料理長 樋口 宏江氏



<パネルディスカッション>



<基調講演>

みえ食の“人財”育成プラットフォームの設立について

現状

食関連産業は裾野が広く、多くの県民の働く場となっているもの

- ・一般的には給与水準が低く、労働時間が長い
- ・食関連産業の生産性は、他産業と比べて低い傾向がある
- ・従業員の定着率が低く、食関連産業の人材確保も厳しい
- ・三重の食材や食文化、伝統を知らない人が多く、三重ならではの商品開発やサービスの提供が効果的にできていない
- ・中小企業では、人材育成の取組を実施することが難しい

課題

- ・新たな価値の創出やブランド力の向上を図り、新規市場を獲得できる人材を育成する必要がある。
- ・従業員の働き続ける場となり、若者からも働く場として選ばれよう、食関連産業の魅力を高める必要がある。

めざす姿

みえの食のすばらしさや魅力が理解され、食関連産業の新たな価値創出を担う人材の育成が進むとともに、「みえの食」が国内外から高い評価を得ることによって、食関連産業が増えている。その結果、多くの県民のみならず「みえの食」を誇りに思うとともに、「みえの食」が国内外から高い評価を得ることによって、食関連産業が三重県経済を牽引する主要な産業の1つとなっていることをめざす。

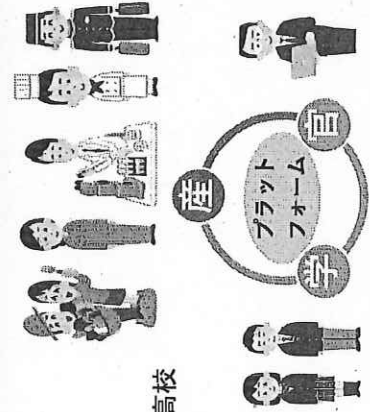
みえ食の“人財”育成プラットフォーム設立

食に関する産学官が従来の枠組みを越えて連携し、「みえの食」に携わる人材の確保・育成に取り組む基盤(プラットフォーム)を令和2年3月に設立

会員

- ・食品製造事業者
- ・宿泊・飲食サービス事業者
- ・農林水産物生産者・団体
- ・大学、短大、調理専門学校、高校
- ・県
- ・学生

※会費・参加費により運営



重点取組 (2本柱)

- 【食関連産業の新たな価値創出を担う人材を育成する】
- ① 三重の食文化や伝統、食材を知る機会をつくり、新たな価値創出を図る
 - ② 異業種交流の機会を創出する
 - ③ 従業員の意欲や能力が発揮できる職場づくり、モチベーションを向上する
 - 具体的な取組: 研修、交流会(サロン)、表彰・コンクールの実施

【食関連産業の将来を担う人材を確保する】

- ④ 食関連産業を知る機会の創出を図る
- ⑤ 食関連産業に関する情報を発信する
 - 具体的な取組: インターンシップ、食イベント、情報発信



在學習過程中，
 我們常會遇到一些困難，
 這些困難有時是來自於知識的不足，
 有時是來自於方法的錯誤，
 有時是來自於心理的壓力。
 面對這些困難，我們應該怎麼辦呢？
 其實，解決困難的方法有很多，
 但最重要的一點是：保持冷靜，
 認真思考，
 並積極尋求幫助。

在學習過程中，我們常會遇到一些困難，
 這些困難有時是來自於知識的不足，
 有時是來自於方法的錯誤，
 有時是來自於心理的壓力。
 面對這些困難，我們應該怎麼辦呢？
 其實，解決困難的方法有很多，
 但最重要的一點是：保持冷靜，
 認真思考，
 並積極尋求幫助。

如何解決學習中的困難

在學習過程中，我們常會遇到一些困難，這些困難有時是來自於知識的不足，有時是來自於方法的錯誤，有時是來自於心理的壓力。面對這些困難，我們應該怎麼辦呢？其實，解決困難的方法有很多，但最重要的一點是：保持冷靜，認真思考，並積極尋求幫助。

如何解決學習中的困難

在學習過程中，我們常會遇到一些困難，這些困難有時是來自於知識的不足，有時是來自於方法的錯誤，有時是來自於心理的壓力。面對這些困難，我們應該怎麼辦呢？其實，解決困難的方法有很多，但最重要的一點是：保持冷靜，認真思考，並積極尋求幫助。

如何解決學習中的困難

在學習過程中，我們常會遇到一些困難，這些困難有時是來自於知識的不足，有時是來自於方法的錯誤，有時是來自於心理的壓力。面對這些困難，我們應該怎麼辦呢？其實，解決困難的方法有很多，但最重要的一點是：保持冷靜，認真思考，並積極尋求幫助。

在學習過程中，我們常會遇到一些困難，這些困難有時是來自於知識的不足，有時是來自於方法的錯誤，有時是來自於心理的壓力。面對這些困難，我們應該怎麼辦呢？其實，解決困難的方法有很多，但最重要的一點是：保持冷靜，認真思考，並積極尋求幫助。

如何解決學習中的困難

在學習過程中，我們常會遇到一些困難，這些困難有時是來自於知識的不足，有時是來自於方法的錯誤，有時是來自於心理的壓力。面對這些困難，我們應該怎麼辦呢？其實，解決困難的方法有很多，但最重要的一點是：保持冷靜，認真思考，並積極尋求幫助。

如何解決學習中的困難

令和2年度に実施を予定している取組・プログラム一覧

取組・プログラム	対象者							概要
	農林水産事業者	食品製造事業者	飲食・サービス事業者	旅館業者・ホテル	学生等	教育機関	その他	
研修								
ISO-HACCP (FSSC)研修会		●						食品の衛生管理手法であるHACCP(FSSC)やISOなどに関する基礎的な知識の習得を目的とした研修会(食品製造業の現場向け)を開催します。
食品衛生7S研修会	●	●	●	●	●	●	●	食品衛生管理を行ううえでの基礎となる7S(整理・整頓・清掃・洗浄・殺菌・躰・清潔)に関する基本的な事項についての習得を目的とした研修会(食品製造業向け)を開催します。
微生物検査実習会		●						食品製造業を対象に、食中毒の原因のひとつとされる微生物汚染対策の一助とするため、食品の微生物検査に関する知識や検査技術の習得を目的とした実習会(全2日間)を開催します。
官能検査実習会		●						食品の賞味期限や消費期限を設定する際に必要となる官能検査(味覚検査、臭気検査等)を行うためのパネルの選定方法や評価基準等の習得とともに、食品のおいしさなどを科学的に分析するための手法の理解を目的とした実習会(食品製造業向け)を開催します。
三重の風土・食文化を知る研修会(総論)	●	●	●	●	●	●	●	三重の風土や食文化を知ることによって三重県を理解し、新たな価値を創出する基礎づくりを行うための研修会を開催します。
みえの食材を知る研修会(試食研修会)	●	●	●	●	●	●	●	「三重ブランド」や「みえセレクション」など、試食・試飲等を通して三重県の食材を紹介するとともに、生産者や製造者と、飲食レストラン等の実需者とのネットワークを構築するための研修会を開催します。
みえの食材を知る研修会(産地・工場見学会)	●	●	●	●	●	●	●	三重県の食材を知るとともに、新たな価値を創出していくため、県内の生産地や食品製造メーカーを訪問する産地・工場見学会を開催します。
インバウンドを見据えたおもてなしや、さまざまな食事規定を知る研修(フードダイバーシティ)	●	●	●	●	●	●	●	世界では、宗教によって食べることができる食材や調理方法に関する厳しい規制や特別な習慣があります。このような規制や特別な習慣を理解するための研修会を開催します。
さまざまな疾病や運動能力の向上に適した食事など栄養科学に関する研修	●	●	●	●	●	●	●	さまざまな疾病や運動選手のパフォーマンスの向上に適した食事など、栄養科学に関する研修会を開催します。
ホスピタリティ(おもてなし)研修			●	●				サービスレベルの向上を、技術や形を覚える事ではなく、「良いサービスとは何か」を考えることで、自立自発的に行動する「おもてなし」を身に付ける研修会を開催します。
交流会(サロン)								
さまざまな料理人との交流会	●	●	●	●	●	●	●	ジャンルを超えた料理関係者が集い、お互いのインスピレーションを刺激し、料理人自身、ひいては「みえの食」をアップデートしていくことを目的としたサロン(交流会)を開催します。 特徴:日本料理、すし、中華、イタリアン、フレンチ、洋菓子、和菓子などジャンルの異なる料理人たちの交流会。 食品メーカーや調理機器メーカーが食材やその取組などをプレゼンテーションしたり、各ジャンルのトップシェフが日々培ってきた技術を披露し(デモンストレーション)、参加者との情報交換をするなど交流を図ります。
学生等とのコラボ商品の企画・開発	●	●	●	●	●	●	●	新たな商品やサービスを企画・開発するため、学生等とのマッチングの機会を創出します。
食品ロスの削減に向けた交流会	●	●	●	●	●	●	●	食品ロス削減の取組状況について共有するとともに、食関連産業が一体となって、その削減に向けた解決方法を探る交流会を開催します。

令和2年度に実施を予定している取組・プログラム一覧

取組・プログラム	対象者						概要
	農林水産事業者	食品製造事業者	飲食・サービス事業者	旅館・ホテル業者	学校教育機関	その他	
インターンシップ							
「みえの食」の生産現場からお客様への提供まで一気通貫で体験できるインターンシップ	●	●	●	●	●	●	<p>「みえの食」の生産現場からお客様への提供まで一気通貫で体験できる1weekインターンシップを開催します。食品製造事業者1~2社、その食品を提供するレストラン・フードサービス事業者1社での就業体験をパッケージにしたインターンシップです。</p> <p>食品の生産・製造現場のリアルな体験を通じて生産者の思いやその食品が持つストーリーを体感するとともに、その食品をお客様に提供するレストランやフードサービス業でお客様のリアクションをダイレクトに体感することができるプランです。</p> <div style="text-align: center;"> <p>(例)</p> </div>
料理人短期研修型インターンシップ			●	●	●		<p>料理専門学校等の学生や旅館、ホテル、飲食店等の料理人として働くことに興味関心がある県外在住の方を対象として、レストラン・ホテル等での2日間のインターンシップを開催します。</p> <p>料理人をめざしている方、料理人として働くとはどういうことか感じてみたい方におススメです。</p>
表彰・コンクール							
次世代「味の職人」決定戦(仮称)			●	●	●	●	<p>「みえの食」を全国に向けて発信できる次世代リーダーを輩出するため、県産食材をテーマに「第1回みえの食ナンバーワン「味の職人」決定戦(仮称)」を開催します。</p> <p>○応募条件(案) 三重県内の飲食店、宿泊施設等に勤務する35歳以下の料理人や職人</p>
食イベント							
トップシェフによる三重の食材を使った料理教室	●	●	●	●		●	<p>三重県の特徴ある食材を使用し、一般の方を対象に、三重県を代表する料理人が講師を務める料理教室を開催します。</p>
東京オリンピック・パラリンピック期間中の県内パブリックビューイング出展	●	●	●	●	●	●	<p>東京オリンピック・パラリンピック期間中に県内で開催されるパブリックビューイングにおいて、「みえの食」を楽しく体験できるブースを出展します。</p>
情報発信							
出前授業等に関する情報発信	●	●	●	●	●	●	<p>関係機関との連携により、食に関する「出前授業」をリスト化し、プラットフォームHP(三重県HP内)で情報発信を行います。</p>
みえ食の職業ガイドマップ	●	●	●	●	●	●	<p>三重県の食関連産業の紹介や、就職の方法、料理人のなり方、就職後のキャリアパスについて、プラットフォームHP(三重県HP内)で情報発信を行います。</p>
食に関する研修会やセミナー情報一覧	●	●	●	●	●	●	<p>さまざまな団体が実施している食関連の研修会やセミナーについて、プラットフォームHP(三重県HP内)で情報発信を行います。</p>
業界のスターの特集	●	●	●	●	●	●	<p>三重県に縁のある食関連産業のスターの経歴やあゆみを紹介する特集記事をプラットフォームHPで掲載し、情報発信を行います。</p>

(13) 企業誘致の推進について

1 2019年上期（1月～6月期）工場立地動向調査の結果について

工場立地動向調査は、経済産業省が工場立地法第2条に基づき、暦年ごとに企業の工場用地等（敷地面積1,000㎡以上）の取得（借地を含む）状況等を調査しているものです。

2019年上期（1月～6月期）工場立地動向調査の結果（速報値）が2月4日に公表されましたので、ご報告します。

(1) 県全体の概要

県内における企業の工場用地等の取得は、件数22件（全国8位）、面積38ha（全国4位）となりました。

なお、前年同期比で、全国計では件数が132件の減（19.9%減）、面積が48haの減（6.6%減）となる一方で、本県においては件数が7件の増（46.7%増）、面積が14haの増（58.3%増）となりました。

①立地件数

年(暦年)	2014年		2015年		2016年		2017年		2018年		2019年
三重県 (件)	76	上期27 下期49	29	上期11 下期18	31	上期17 下期14	26	上期15 下期11	28	上期15 下期13	上期22 (前年同期比+7)
全国順位 (位)	8		12		12		14		15		8
全国 (件)	1,037	上期511 下期526	1,070	上期478 下期592	1,026	上期467 下期559	1,035	上期525 下期510	1,142	上期663 下期479	上期531 (前年同期比△132)

②立地面積

年(暦年)	2014年		2015年		2016年		2017年		2018年		2019年
三重県 (ha)	380	上期222 下期158	30	上期11 下期19	73	上期44 下期29	62	上期33 下期29	52	上期24 下期28	上期38 (前年同期比+14)
全国順位 (位)	6		18		2		8		10		4
全国 (ha)	1,309	上期639 下期670	1,208	上期570 下期638	1,297	上期623 下期674	1,484	上期645 下期839	1,320	上期732 下期587	上期684 (前年同期比△48)

※電気業のうち、太陽光発電施設については2015年より調査対象外となりました。
※立地面積の小数点第一位を四捨五入してhaで表記しています（以下同様）。

(2) 新設・増設の件数

新設・増設の内訳は、件数では新設が16件、増設が6件、面積では新設が32ha、増設が6haでした。

年		総数		新設		増設	
		件数	面積(ha)	件数	面積(ha)	件数	面積(ha)
2018年	上期	15	24	9	14	6	10
	下期	13	28	9	25	4	3
	計	28	52	18	39	10	13
2019年	上期	22	38	16	32	6	6

※工場立地動向調査における「新設」「増設」について、「増設」とは自社の既存の工場敷地に隣接して当該工場が1,000㎡以上の用地を取得した場合をいい、それ以外を「新設」としています。

(3) 地域別の立地動向

地域別の内訳は、北勢地域が14件で29ha、中南勢地域が3件で5ha、伊勢志摩地域が1件で1ha、伊賀地域が3件で2ha、東紀州地域が1件で1haでした。

地域	件数				面積(ha)			
	2018年			2019年 上期	2018年			2019年 上期
	上期	下期	計		上期	下期	計	
北勢	8	6	14	14	16	11	27	29
中南勢	3	4	7	3	4	15	19	5
伊勢志摩	2	2	4	1	3	1	4	1
伊賀	2	1	3	3	1	1	2	2
東紀州	0	0	0	1	0	0	0	1
合計	15	13	28	22	24	28	52	38

(注) 県内地域別の市町区分について

【北勢地域：10市町】桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町、四日市市、菰野町、朝日町、川越町、鈴鹿市、亀山市

【中南勢地域：6市町】津市、松阪市、多気町、明和町、大台町、大紀町

【伊勢志摩地域：6市町】伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、南伊勢町

【伊賀地域：2市町】伊賀市、名張市

【東紀州地域：5市町】尾鷲市、紀北町、熊野市、御浜町、紀宝町

2 企業の操業環境の向上に向けた取組について

県内企業の再投資や事業拡大を促進するため、企業からの聞き取りを継続的に行いながら市町や関係機関と連携して、規制の合理化や法手続きの迅速化等、操業環境の向上に取り組んでいます。

例えば、企業と行政が連携して規制の合理化に向けた勉強会に取り組んでいます。過去には、高压ガス容器の先進的な検査手法が法の特例制度の活用によって認められたことで検査に要する時間や費用の削減につながるなどの成果が出ており、現在も継続して取り組んでいます。

また、操業環境の先進化に向けて四日市コンビナートに立地する企業と行政が連携して立ち上げた検討会において、ドローン等の新技術の活用により効率的かつ安全な方法で工場設備の保守点検が可能となるよう検討を行うなど、今後の生産性や安全性の向上につながる取組を進めています。

このほか、新たな産業用地の確保について、既に計画が進められている産業用地の開発に係る許認可等の手続きが円滑に進むよう関係部局との調整を行うほか、関係市町等と連携して未利用地の情報収集なども行っています。

引き続き、企業のニーズを踏まえながら、市町や関係機関と連携して企業の競争力強化につながるよう取り組んでいきます。

(14) 第9回太平洋・島サミット開催について

1 第9回太平洋・島サミット (Pacific Islands Leaders Meeting: PALM) について

(1) 太平洋・島サミットの開催決定

伊勢志摩サミット開催から5年、パラオ共和国との友好提携の締結から25年の節目となる令和3(2021)年に、伊勢志摩サミット後開催予定も含め60件目の国際会議として、第9回太平洋・島サミットが志摩市で開催されることが2月3日決定しました。これは、伊勢志摩サミットの実績や本県の漁業資源の持続可能な利用、防災対策等、太平洋島しょ国と共通の課題解決に向けた取組、さらに高校生との交流や環境分野における民間の協力などを通じて、太平洋島しょ国と深いつながりを有していることが評価されたものです。

(2) 会議の概要と開催目的

太平洋・島サミットは、各国の首脳が集う大規模な国際会議で、平成9(1997)年から3年ごとに日本で開催されています。参加国は、日本のほか、パラオ共和国をはじめとする太平洋島しょ国など19か国と地域で構成されています。

太平洋島しょ国における「海洋資源の持続可能性」「気候変動、防災及び環境保全の取組の重要性」等の課題は、本県の課題とも共通するものであり、太平洋・島サミット開催により、本県でのこれら諸課題の解決に向けた取組を加速させるとともに、太平洋島しょ国の課題解決にも貢献していくことが求められています。

〈開催概要〉

開催年：令和3(2021)年

開催地：三重県志摩市

目的：太平洋島しょ国が直面する様々な問題について首脳レベルで率直に意見交換を行い、地域の安定と繁栄に貢献するとともに、日本と太平洋島しょ国のパートナーシップを強化する

参加者数：日本を含む19か国・地域の首脳等 約200人

参加国：19か国・地域(日本、キリバス、クック諸島、サモア、ソロモン諸島、ツバル、トンガ、ナウル、ニュージーランド、ニウエ、バヌアツ、パプア

ニューギニア、パラオ、フィジー、マーシャル諸島、ミクロネシア、オーストラリア、ニューカレドニア、仏領ポリネシア)

主催者：外務省

(3) 太平洋・島サミットの成功に向けて

太平洋・島サミットの成功に向け、2月7日、庁内推進体制として知事を本部長とする「太平洋・島サミット推進本部」を新たに設置し、第1回本部員会議を開催しました。

さらに、関係機関・団体、市町など、オール三重による推進体制についても整備を検討しています。

まずは、太平洋島しょ国・地域の理解を深めるため、3月4日、職員向けに国際機関 太平洋諸島センターの高橋次長を講師に「太平洋・島サミット講座」を開催しました。

参加した職員からは、

- ・日本からの経済支援を中心にした一方的な関係性ではなく、サミットを通じて、太平洋島しょ国の人々の豊かな暮らしを学ぶ機会にできればと思った。
- ・現地のニーズが非常によく分かる内容で、太平洋島しょ国の重要性が再認識でき、有意義な研修であった。今後も、こうした機会を継続して提供してほしい。
- ・日本とは違うペースで過ごす国民も多いと感じた。講座での学びをスケジュール調整などに生かしたい。

といった意見がありました。

3月2日から4日まで、パラオ共和国を訪問し、国際戦略課職員が交流発展に向けた政府関係者との意見交換を行いました。

ナカムラ元大統領からは、「今後、日本とのビジネスでは、海や観光に関連した取組が必要になる」との意見をいただきました。

また、パラオの人たちは日本人以上に環境保全の意識が高いことや、青少年交流拡大への期待を感じました。

(4) 今後の取組

今後、外務省や関係機関と調整を図りながら、会場・宿舎、視察先の決定にかかる情報提供や、三重の特色を生かした地元プログラム・配偶者プログラムの提案に向けて検討していきます。

太平洋・島サミットが安全かつ成功裏に開催できるよう、伊勢志摩サミットのレガシーを最大限に生かし、「オール三重」で万全の体制で準備を進めるとともに、サミットの開催を通して国際会議の誘致が一層進み、三重県の魅力や先進的な取組が国内外に広く発信されるよう取り組んでいきます。

(15) 各種審議会等の審議状況の報告について

(令和元年11月25日～令和2年2月16日)

(雇用経済部)

1 審議会等の名称	三重県大規模小売店舗立地審議会
2 開催年月日	令和元年11月26日(火)
3 委員	【会長】三重大学 准教授 寺島貴根 ほか4名出席
4 諮問事項	<ul style="list-style-type: none">・「(仮称)三重トヨタ自動車株式会社四日市久保田店」(四日市市)の新設に係る届出について(2回目)・「(仮称)オークワ名張西原店」(名張市)の新設に係る届出について(1回目)・「(仮称)ニトリ名張店」(名張市)の新設に係る届出について(1回目)
5 調査審議結果	<ul style="list-style-type: none">・「(仮称)三重トヨタ自動車株式会社四日市久保田店」(四日市市)の新設に係る届出について(2回目) 事務局より審議資料に基づき説明を行い、審議した結果、周辺地域の生活環境の保持の観点から意見を述べる事項は特にないと認められると結審しました。・「(仮称)オークワ名張西原店」(名張市)の新設に係る届出について(1回目) 事務局より審議資料に基づき説明を行い、審議した結果、駐車場の運用、駐車場内の出入口付近の標示及び安全について更なる対策の必要があるため継続審議となりました。・「(仮称)ニトリ名張店」(名張市)の新設に係る届出について(1回目) 事務局より審議資料に基づき説明を行い、審議した結果、施設出入口の安全について更なる対策の必要があるため継続審議となりました。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県大規模小売店舗立地審議会
2 開催年月日	令和元年12月9日(月)
3 委員	【会長】三重大学 准教授 寺島貴根 ほか3名出席
4 諮問事項	<ul style="list-style-type: none"> ・「(仮称)オークワ名張西原店」(名張市)の新設に係る届出について(2回目) ・「(仮称)ニトリ名張店」(名張市)の新設に係る届出について(2回目)
5 調査審議結果	<ul style="list-style-type: none"> ・「(仮称)オークワ名張西原店」(名張市)の新設に係る届出について(2回目) 事務局より審議資料に基づき説明を行い、審議した結果、周辺地域の生活環境の保持の観点から意見を述べる事項は特にないと認められると結審しました。 ・「(仮称)ニトリ名張店」(名張市)の新設に係る届出について(2回目) 事務局より審議資料に基づき説明を行い、審議した結果、周辺地域の生活環境の保持の観点から意見を述べる事項は特にないと認められると結審しました。
6 備考	

1 審議会等の名称	令和元年度第3回三重県観光審議会
2 開催年月日	令和元年11月25日(月)
3 委員	【会長】埼玉大学 教授 石阪督規 ほか9名出席 計10名
4 諮問事項	三重県観光振興基本計画(令和2年度～5年度)最終案について
5 調査審議結果	<p>三重県観光振興基本計画(令和2年度～5年度)最終案について審議いただきました。</p> <p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・AI、ICT、デジタルマーケティングなどに力を入れていく方向性で取りまとめられていることは妥当。 ・インバウンドをさらに伸ばしていくための施策を考えていくべき。パイの大きさを考慮すると、アジア諸国も大事。 ・働き手目線を導入したことを高く評価している。休みたいときに休めるなど観光業、サービス産業に若い人が定着していけるようにすべき。また、教育機関とうまく連携することや、海外からインターンなどで来る仕組みを作ることも重要。 ・三重をフィールドに二次交通をやっていただけると、東京などの企業にPRし、三重に投資してもらうことも重要。 ・MICE誘致に伊勢志摩サミットの知名度を生かすのであれば、小さいテーマの会議を毎年開催する方向性もあり得る。また、国際会議だけでなく、インセンティブなどでのコンテンツ作りにも力を入れていけると良いのではないか。 ・宿泊・飲食サービス業の収入額における目標値は、順位だけでなく収入額そのものも併記すべきである。 ・この計画をどのように実現していくのかが重要。特に、交通サービスについて、夜間のタクシー不足などの解消は急務。エリアを広げてタクシーをもっと広く利用できるようにするなど現実的な策が必要。
6 備考	

◎報告事項 (1) 首都圏営業拠点「三重テラス」について

三重テラスの運営状況について(12月~2月)



・オープン以来の来館者数累計は、令和2年2月29日現在で、4,077,798人です。

TOPICS

来館者400万人達成(令和2年1月13日)

◆「来館者400万人!ご愛顧感謝キャンペーン」

- ・抽選プレゼントの実施
- ・レストランで特別メニュー(松阪牛の牛カツ)の提供
- ・記念感謝袋を数量限定で販売

(2月1日~29日)

◆「新春大江戸日本橋めぐりアンテナショップスタンプラリー2020」

日本橋地域の7つのアンテナショップが連携し、7県のショップの周遊を促すスタンプラリーを開催

(1月5日~23日)

◆「三重テラスの素敵なお正月」

ショップ・レストランでお買い上げ・お食事をいただいた方を対象に、三重の特産品などが当たる「迎春・福引大会」を開催(1月2日~1月5日)



地酒のふるまい 1月2~3日

イベントスペースでは、お正月恒例の三重の地酒のふるまいを行ったほか、三重に関するお題のかるた(県産ひのき製)を使い、親子連れを対象としたかるた大会を開催するなど、多くの方に三重の魅力を伝える催しを実施(12月23日~1月5日)

イベントスペース



○ 忍者・忍術学講座inTokyo ~忍者発祥の地・伊賀から~ (12月7日)

➢三重大学の山田教授による「これが忍者」の講演、時代劇研究家の春日太一氏による「オススメ忍者時代劇ベスト10」の講演 [60名参加]



○ 食べるパワースポット伊勢うどん試食会 (12月13日)

➢報道関係者を対象に、伊勢志摩バリアフリーツアーセンター野口あゆみ事務局長によるバリアフリー観光の説明、伊勢うどん大使の石原壮一郎氏による伊勢うどんセミナーを開催 [32名参加]



○ 三重県・岐阜県共同ローカル鉄道展 (1月19日)

➢三重県からは、伊賀鉄道、三岐鉄道、伊勢鉄道、四日市あすなろ鉄道が参加。ママ鉄の豊岡真澄さんらによる鉄道トークショーやペーパークラフト作成体験、オリジナル鉄道グッズの販売等を実施 [1,200名参加]



○ 昼活ランチ交流イベント (2月5日、19日)

➢日本橋ワーカーの交流と三重の食材の魅力発信を目的に、ランチタイムに三重県から直送された食材を使ったランチの提供 [5日 24名参加、19日 24名参加]

TOPICS

ショップ ～12月の売上高が月次で過去最高となりました～

【12月】

- ▶ 真珠の特別展示販売会を開催
- ▶ 年末年始商材(ローストビーフ、しめ縄、伊勢ひりょうず、まるもち)が売上を伸ばす
- ▶ 日本橋の街を江戸小紋の“光の刺繍”で紅く照らすイルミネーション『真紅の光街～日本橋～』との連携で、伊勢型紙製品の特設コーナーを展開

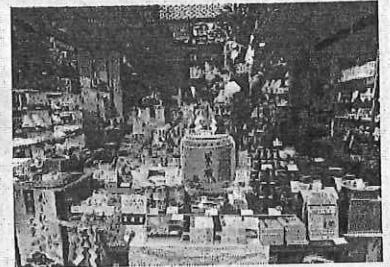
【1月】

- ▶ 岐阜県アンテナショップと相互販売
- ▶ 県内事業者を対象とした、新しい食品表示ルールに関する説明会を開催

【2月】

- ▶ 暖冬のため出荷が遅れていた生あおさが2/10に初入荷。生あおさを目当てにご来店される方も多く、冬の人気商品として定着

「美し初め 三重」をテーマにした正面棚 (12/29～)



レストラン

【12月】

- ▶ 日本橋の「江戸小紋」イベントに合わせた江戸小紋コースの販売

【1月】

- ▶ ランチタイム限定で「半蔵(金箔入り)」を1杯プレゼント(1月2日～4日)

【2月】

- ▶ 土日祝日限定ランチメニュー「松阪牛の土鍋ハンバーグ」が人気

松阪牛土鍋ハンバーグ



DATA

- ▶ 伊勢志摩サミットが開催された平成28年(2016年)度をピークに減少傾向にあった来館者数が、今年度上昇に転じ、年間では前年比増となる見込みです。
- ▶ 令和元年度12月の月間売上額が過去最高(3,097万円; ショップ+レストラン)となりました。

「三重テラス」の来館者数及び売上額の状況

1. 三重の魅力体験者の状況 ※平成30年度(2018年度)～2022年度の運営における三重テラス成果指標

(単位:人)

	30年度計	R1年度計 (4/1-2/29)	累計
ショップ	77,471	74,008	151,479
レストラン	29,743	27,374	57,117
イベントスペース	66,650	80,021	146,671
その他	11,037	18,527	29,564
合計	184,901	199,930	384,831

2. 売上状況

(税込・単位:千円)

	25年度計	26年度計	27年度計	28年度計	29年度計	30年度計	R1年度計 (4/1-2/29)	累計
ショップ	60,616	103,695	142,438	149,547	137,547	139,839	133,034	866,716
レストラン	46,030	96,513	106,107	114,137	105,419	114,463	107,466	690,135
合計	106,646	200,208	248,546	263,684	242,966	254,302	240,499	1,556,850

3. 来館者状況

(単位:人)

	25年度計	26年度計	27年度計	28年度計	29年度計	30年度計	R1年度計 (4/1-2/29)	累計
三重テラス来館者	275,243	566,521	674,256	743,074	668,847	575,591	574,266	4,077,798

*数値は速報値であり、今後修正が生じる可能性があります。

*端数処理の関係上、合計が一致しない部分があります。

※9月28日(土)ビル給電工事による休館

※10月12日(土)台風19号接近に伴う臨時休業

※10月13日(日)台風19号の影響により、ショップ14:00～、レストラン17:00～、2階14:00～営業開始